



Title	株主の解散判決請求権(二)
Author(s)	青竹, 正一
Description	論説
Citation	北大法学論集, 23(3), 25-77
Issue Date	1973-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27930
Type	departmental bulletin paper
File Information	23(3)_P25-77.pdf



論 說

株 主 の 解 散 判 決 請 求 権 (二)

青 竹 正 一

株主の解散判決請求権 (二)

第一章 序 説

第二章 わが法における解散判決制度の適用範囲

第三章 比較法的考察

第一節 アメリカ法

沿 革

[一] 判例法の展開(以上三卷二号)

[二] 制定法とその適用例

[三] 第二節 イギリス法

緒 説

[一] 正当かつ衡平を理由とする強制解散

〔三〕 会社法二二五条一項及び二二〇条（以上本号）

第三節 大陸法

第四章 結 語

〔三〕 制定法とその適用例

一 現在、殆んどの州は、制定法を以て、裁判所が少数株主の訴にもとづき会社の解散を命ずる権限を有することを認め、かつ、裁判所が解散を命じうる場合を具体的に規定している。そこで、以下では、現在の各州の制定法の具体的規定について紹介していくが、その前に、少数株主の訴にもとづく会社の強制解散について立法化がなされた当初においては、解散を命じうる場合を特定または限定しないで、非常に広汎かつ抽象的な規定を置いているに過ぎなかったことを附言しておく。

例えば、最初の立法例である一八五二年のマサチューセッツ州法 (Mass. Law ch. 55) は、「相当な理由」がある場合に、会社の過半数の株式を保有する株主の申立により、一八七〇年のウェスト・ヴァージニア州法 (W. Va. Code ch. 53 § 57) は、「十分な理由」がある場合に、三分の一以上の株式を保有する株主の申立により、一八八一年のイリノイ州法 (Ill. Rev. Stat. ch. 32 § 25) は、「正当な理由」がある場合に、株主の申立により、一九一九年のニュー・ハンプシャー州法 (N.H. Law ch. 92 § 33) は、「株主または債権者の権利の保護のために会社の清算を合理的に必要とせしめる理由」がある場合に、四分の一以上の株式を保有する株主の申立により、裁判所は会社の解散を命ずることができる、とそれぞれ規定していた。そして、その後、一九二八年に統一州法全国会議 (National

Conference of Commissioners on Uniform State Law) により出された最初の模範事業会社法五一条が、解散を命じうる場合を具体的に規定し、また、一九三三年のイリノイ州法 (Ill. Rev. Stat. § 157. 86(a)⁽¹⁾) が、解散を命じうる場合としての会社運営の行き詰り、会社支配者の詐欺的行為・不当な会社経営の具体的内容を詳細に規定したのを契機として、多くの州が、裁判所が少数株主の訴にもとづき解散を命じうる場合を具体的かつ個別的に規定するようになったのである。

ところで、少数株主の訴にもとづく会社の強制解散についての立法化は、判例法が確立されておらず、少数株主の訴にもとづいて裁判所が会社を解散する権限を有するか否かについて疑いもたれていた時代においては、株主の利益保護の一方法としての解散判決制度の必要性を認め、裁判所に会社の強制解散を授権するものとして、重要な意義をもつものであった。しかし、判例法が確立されるに到ると、それは、もっぱら、判例を通じて承認されてきた解散判決制度の適用範囲を確認し、裁判所が解散を命じうる場合を明確化することにあつた。そして、強制解散についての立法化は、判例を通じて承認されてきた、少数株主の訴にもとづいて解散を命ずる裁判所の衡平法上の固有権、を奪うものではないとされている。したがって、制定法の規定する場合が解散を認めうる唯一の場合となるものではなく、裁判所が訴にもとづき、その裁量によって解散を命ずることも認められるとされている⁽²⁾。また、制定法の具体的適用においても、訴にもとづき解散を認めるべきかどうかは最終的には裁判所の裁量に委ねられ、裁判所は、解散が会社の全ての株主の利益となるかどうか、を究極の判断基準としなければならないとされている⁽³⁾。

(1) このイリノイ州法は、少数株主の訴にもとづく強制解散に関する一般的な規定として各州に受け継がれ、一九五〇年及び一九五二年の模範事業会社法九〇条の規定にも受け継がれている。

(2) *Isaels, op. cit.*, 19 U. Chi. L. Rev. at p. 788.

(30) Hornstein, op. cit., 40 Colum. L. Rev. at p. 244, Corporation: Law and Practice, § 822 at p. 369.

- 二 以下において、各州制定法の具体的規定を紹介し、あわせて、その適用例について紹介する。
(一) 会社運営の行き詰り

第一の場合として、殆んどどの州は、会社の運営が行き詰っている場合に関する規定を設け（いわゆる deadlock statute）、解散が認められるための行き詰りの存在を、取締役の意見の対立により生じた行き詰りと、株主の意見の対立により生じた行き詰りに分けて、具体的に規定している。

これら各州の規定は、大体四つの類型に分類することができる。

- (i) まず第一は、フロリダ州事業会社法の規定 (Fla. Stat. Ann. § 608.28 (1961)) に代表されるもの。

「会社の議決権株式が二つの独立した保有者もしくは派閥に分裂し、取締役の数が偶数で、かつ、会社の二分の一の議決権株式保有者が会社の二分の一の取締役に主張された方針を支持し、他の二分の一の議決権株式保有者が他の二分の一の取締役に主張された方針を支持して、取締役が会社の経営に関して等しく分裂した場合、または会社の議決権株式が等しく分裂し、取締役の数が奇数で、株主が後任取締役の選任について合意しえないか議決することができず、取締役の任期が満了した場合」に、裁判所は、株主の会社の強制解散の申立を認容することができる、と規定している。

すなわち、取締役の行き詰りについては、(1) 会社が等しく分裂した偶数の取締役を有し、(2) 二つの派閥に分裂した議決権株式がそれぞれ相対立している取締役の派閥の方針を支持して、取締役が会社の経営に関して分裂していること、株主の行き詰りについては、(1) 会社の議決権株式が等しく分裂し、(2) 取締役が奇数で、(3) 株主が後任

取締役の選任について合意しえないか議決しえず、(4) 取締役の任期が満了していること、を要件としている。このような、取締役の数・議決権株式の分裂の割合を特定する立法形式は、行き詰りの場合の株主の申立にもとづく強制解散についてこれをアメリカで最初に立法化した一八七六年及び一八九六年のニュー・ヨーク州一般法人法の規定(N. Y. Laws 1876 ch. 442, 1896 ch. 569)にすぎにみられ、一九二八年の最初の模範事業会社法五一条(b)項もこの立法形式によっていた。そして、現在、この立法形式は、フロリダ州法のほか若干の州にみられている。⁽¹⁾

(ii) 第二は、一九五〇年にアメリカ法曹協会の会社法委員会(Committee on Corporate Law of the American Bar Association)により出された模範事業会社法に代表されるものである。この模範事業会社法は、当初取締役の行き詰りについてのみ規定していたが、一九五二年に株主の行き詰りの場合についても規定し、その九〇条(一九六九年改正法九七条)は、つぎのように規定している。

「裁判所は、会社の資産及び営業を清算する完全なる権限を有する。⁽²⁾

(a) 株主の訴にもとつき、つぎの事実が確定された場合。

(1) 取締役が会社の業務の執行において行き詰り、株主がその行き詰りを打開することができず、かつ、そのために会社に対し回復しえない損害が生じまたは生ずるおそれがあること、または、

(3) 株主が議決権の行使において行き詰り、少なくとも連続する二回の年次総会の日を含む期間、任期が満了したまたは後任者の選任により任期が満了する取締役の後任者の選任をなさなかったこと。」

この模範事業会社法の規定は、(1) 取締役の数・株主の分裂の割合を特定していないこと、(2) 取締役の行き詰りの場合に、会社に対して回復しえない損害が発生していることを解散判決が認められるための重要な要件としていること、及び(3) 株主の行き詰りの場合に、一定期間行き詰りが継続していることを要件としていること、などの点で

フロリダ州法との差異がみられる。そして、この模範事業会社法の行き詰りの場合に関する強制解散の規定は、およそ半数の州で採用され、一般的な立法形式となっている。⁽³⁾

(iii) 第三は、カリフォルニア州法及びニュー・ヨーク州法に代表されるものである。まず、カリフォルニア州一般会社法 (Cal. Corp. Code § 4651 (Supp. 1966)) は、つぎのように規定する。

「裁判所は、株主（少なくとも六カ月以上株主名簿に記載され、会社の社外株式の33%以上を保有する株主）の申立にもとづき、つぎの各号の一以上の理由があることが証明された場合には、会社の強制的清算または解散の手続をなすことができる。

(b) 会社が等しく分裂した偶数の取締役を有して、取締役が業務の執行について合意しえず、そのために会社の営業がもはや利益を得て運営することができず、または会社の財産および営業が失われ損害を受けるおそれがあること。

(c) 会社の議決権株式の保有者が派閥に分裂し、奇数からなる取締役の選任について合意しえないか議決することができないこと。

(d) 株主の意見が一致せず二以上の派閥に行き詰り、会社の営業がもはや株主の利益に運営しえないこと。」

つぎに、ニュー・ヨーク州法は、一九六三年の改正前 (N. Y. Gen. Law § 103 (1923)) には、(1) 会社がその業務の執行につき等しく分裂した偶数の取締役を有する、(2) 会社の株主の議決権株式が分裂し、取締役を選任しえない、(3) 会社の定款が取締役の行為のための決議または取締役選任のための株主の決議につき、法定以上に要件を加重し、取締役が会社の業務の執行について分裂し取締役の行為に必要な議決を得ることができないか、株主の議決権株式が分裂して取締役の選任に必要な議決数を得ることができない場合、のいずれかの場合に、株主は会社の解散

の申立をなすことができるとしていたが、新ニュー・ヨーク州事業会社法(N. Y. Bus. Corp. Law § 1104 (1963))では、つぎのように規定している。

「(a) 取締役の選任において議決する権利を有する全社外株式の二分の一の保有者は、つぎの各号の一以上を理由として解散の申立をなすことができる。

- (1) 会社の業務の執行に関し、取締役が分裂し、取締役会の行為に必要な議決を得ることができないこと。
- (2) 株主が分裂し、取締役の選任に必要な議決を得ることができないこと。
- (3) 株主の意見が一致せず、二以上の派閥に分裂し、解散が株主にとり利益となること。
- (c) 定款の規定にかかわらず、会社の取締役の選任において議決する権利を有する株式の保有者は、株主が分裂し、少なくとも連続する二回の年次総会の日を含む期間、任期が満了したまたは後任者の選任および資格取得により任期が満了する取締役の後任者の選任をなさなかったことを理由として、解散の申立をなすことができる。」

後のニュー・ヨーク州法は、(1) 取締役の数を特定していないこと、及び(2) 取締役の行き詰りの場合に会社に損害が生じていることを要件としないこと、などの点でカリフォルニア州法と若干の差異がみられるが、両州は、ともに、(i)のフロリダ州法と(ii)の模範事業会社法の複合形式として、株主の申立にもとづき強制解散が認められる行き詰りの要件を最も詳細かつ個別的に規定するものである。そして、この複合立法形式は、他の若干の州にもみられる。⁽⁴⁾

(iv) 第四は、解散が認められるための行き詰りの要件を余り特定せず、一般的な規定の仕方をしているものである。これには、インディアナ州一般会社法(Ind. Ann. Stat. § 25-242 (1933))の「取締役または株主が会社の業務の執行において行き詰り、その結果、会社に回復しえない損害が生じたは生ずるであろう」場合、メイン州一般会社法(Me. Rev. Stat. § 104 (c)(1961))の「会社がその運営において行き詰っている」場合、及び、ミネソタ州事

業会社法 (Minn. Stat. Ann. § 49 (4) (1957)) の「株主の意見が一致せず二以上の派閥を行き詰り、会社の営業がもはや株主の利益に運営しえなからず」場合に、株主は解散の申立をなすことができる」と規定するものがあげられる。

(一) Ky. Rev. Stat. Ann. § 271. 570 (2) (1946) ; Okla. Stat. Ann. tit. 18 § 1.195 (4) (1951) ; Me. Rev. Stat. ch. 53 § 104(A)(B) (1961) ; Ohio Rev. Code Ann. § 1701.91 (A) (4) (1962). 但し、ケンタッキー州法は、申立株主の株式保有数に制限を設け、議決権株の五〇%以上、オクラホ州法は、一定の保有期間を併せて要求し、社外株の一〇%、六カ月以上の行き詰りを打開しえない場合、または、会社が多数の取締役を有し、株主が議決権行使において行き詰り、後任者の選任により任期が満了する取締役の後任者の選任について合意しえなからず議決しえなからずの場合」と規定する。

なお、以前この立法形式は、オハイオ州 La. Rev. Stat. § 12: 55 (A) (4) (1928) ; N. J. Stat. Ann. tit. 14 § 13-15 (1939) ; Wash. Rev. Code § 23.44.030 (4) (1933)

(2) この場合に、裁判所による会社の資産及び業務を清算する手続が完了した後は、裁判所は、会社を解散せしめる判決を下すなればならぬ。Model Bus. Corp. Act § 102 (1969).

(3) 全く同じ規定を置こうとする州は、Alaska Stat. § 10.05.540 (3) (1963) ; Ill. Rev. Stat. ch. 32 § 157.36 (a), (1) (2) (1951) ; Miss. Bus. Corp. Act § 97 (a), (1) (3) (1963) ; Mont. Rev. Code Ann. § 15-2290 (a),(1),(3)(1967) ; Neb. Bus. Corp. Act § 96 (1), (a) (c) (1963) ; N. D. Cent. Code § 10-21-16 (1), (a) (c) (1957) ; N. M. Stat. Ann. § 51-29-16 (A), (1) (a) (c) (1968) ; Ore. Rev. Stat. § 57.595 (1), (a) (A) (C) (1961) ; S. D. Bus. Corp. Act § 91 (1), (a) (c) (1965) ; Wash. Rev. Code § 23A.28.170 (1), (a) (c) (1967) ; Wis. Stat. Ann. § 180.771 (1), (a) (1) (4) (1965) ; Utah Bus. Corp. Act § 92 (a), (1) (3) (1962) ; Wyo. Bus. Corp. Act § 86 (a), (1) (3) (1961).

若干表現や条項の差はあるが、N. C. Gen. Stat. § 55-125 (a), (1) (2) (1955) ; N. J. Stat. Ann. § 14A: 12-7 (a), (b) (c) (1968). 前州は、取締役の行き詰りのため、「会社の営業がもはや全ての株主の利益に運営しえなからず」、後州は、「会社の営業がもはや債権者および株主の最上の利益のために運営しえなからず」と規定する。その他。

Mass. Gen. Law Ann. ch. 156 B § 99 (b), (1) (2) (1932) ; La. Rev. Stat. § 12: 143 (A), (4) (5) (1950) ; Conn.

株主の解散判決請求権 (二)

Gen. Stat. Ann. § 100 (a), (2) (i) (1961). 取締役の行き詰りの場合、会社に対して損害が発生していることを要件としていない。なお、また、コネチカット州法は、株主の行き詰りについて、過ぎの年次総会で後任者の選任をなさなかったことで足りるとしている。また、マサチューセッツ州法は、申立株主は議決権株の四〇%以上の保有者でなければならず、ルイジアナ州法は、申立株主は社外株の二〇%以上を保有し、かつ六カ月以上継続して株主であることを要件としている。

Ark. Bus. Corp. Act § 90 (A), (1) (3) (1966); Iowa Bus. Corp. Act § 94 (1), (a) (c). (1959); Va. Code Ann. § 13.1-94 (a), (1) (3) (1959); S. C. Bus. Corp. Act § 12.15 (a), (1), (2) (3) (1962). 株主の行き詰りの場合、「株主が議決権行使におろして行き詰り、会社に対し回復しえない損害が生じたは生ずるおそれがある」とする。 Colo. Rev. Stat. Ann. § 31-34-13 (2) (1959). 株主の行き詰りの場合、「更だ、」会社または株主に対し回復しえない損害が生じたは生ずるおそれがある」とを要件として加えている。

Ala. Bus. Corp. Act § 78 (a) (1) (1959); Mo. Rev. Stat. § 351.485 (1), (1) (a) (1959); Pa. Stat. Ann. tit. 15 § 2852-1107 (A) (4) (1933), Tex. Bus. Corp. Act art. 7.05 § A, (1) (1961). 前三州は、取締役の行き詰りについてのみ採用し、株主の行き詰りについては規定していない。テキサス州法は、株主の行き詰りについてのみ採用し、取締役の行き詰りについて規定していない。

(4) カリフォルニア州法と同じ規定の仕方をするものとして、Kan. Stat. Ann. 17-4003 (1) (2) (1967) (但し、カリフォルニア州法の(d)相当規定を含まず、また、申立株主の資格を制限していない)。ニュー・ヨーク州法と同じ規定の仕方をするものとして、Md. Code Ann. § 79A, (a) (1) (2), (b) (1) (1967) (但し、ニュー・ヨーク州法の(3)相当規定を含まなう)。

右のように、大体四つの類型に分類されるが、これらの類型に共通して、一般的に、各州の制定法は、強制解散が認められるための行き詰りが存在するには、

(1) 会社の取締役或いは株主の意見が対立して、業務の執行、取締役の選任などの会社の行為が妨げられていること、及び、

(2) そのために会社或いは株主に損害が発生していること、が必要であるとしている。

このうち、(1)の要件として、フロリダ州法のように、(a) 会社がそれぞれ等しい数の相対立する取締役に分裂していること、及び(或いは)、(b) 会社がそれぞれ等しい議決権を有する相対立する株主に分裂していること、及び、(a)、(b)の要件の前提として、(c) 会社の取締役の数が偶数であること或いは奇数であること、を必要としている州においては、取締役・株主の分裂の割合、取締役の数が、解散が認められるための重要な要件となっている⁽¹⁾。

そして、取締役及び株主が等しく分裂していることが要件となっているものについて、取締役の方は等しく分裂しておらず、株主が分裂しているにすぎない場合に、制定法の適用はないとされ⁽²⁾、また、取締役或いは株主の等しい分裂によってではなく、閉鎖的株式会社においてしばしばなされているところの定款・附属定款で取締役会の決議・株主総会の決議について法定以上に要件を加重したために、行き詰りが生じた場合について、取締役・株主の分裂の割合を特定している州では、制定法の適用はないであろうとされている⁽³⁾。同じように、取締役が等しく分裂していること的前提として、会社の取締役の数が偶数であることが要件となっているものについて、取締役は奇数であるが、そのうちの一人は実質的に会社の経営に関与しておらず、単なる傀儡(dummy)にすぎない場合にも、制定法の適用はないとされ⁽⁴⁾、また取締役の欠員によってたまたま偶数になったにすぎない場合にも、制定法の適用は否定的である⁽⁵⁾。

このように、取締役・株主の分裂の割合、取締役の数を特定している州では、解散が認められる場合が明確となるが、他面では、制定法が定めた分裂の割合、取締役の数は存しないが、会社の運営が行き詰って業務の執行が停止している場合、特に、取締役会の決議・株主総会の決議について要件が法定以上に加重されているために行き詰りが生じた場合、を全く解散判決制度の適用範囲から排除してしまうことになる。そして、この点から、一般的に、取締役或いは株主の分裂により取締役或いは株主の行為に必要な議決が得られない場合に、行き詰りが存在するものとする立法形式が、より弾力的で現実に即したものであるといわれている⁽⁶⁾。もっとも、分裂の割合を特定していない州にお

株主の解散判決請求権 (二)

いても、株主が会社の運営方針について意見が対立しているだけでは解散が認められるに十分ではなく、取締役選任の試み或いは取締役会の決議の成立が失敗に帰したことを証明しなければならぬ⁽⁸⁾。そして、新しい取締役を選任するなどして行き詰りを打開しうる場合、或いは、行き詰りによる会社の機能の停止が一時的なものにすぎない場合、には解散は認められていない⁽⁹⁾。

つぎに、(2)の要件として、多くの州は、模範事業会社法に代表されるように、(a) 取締役の行き詰りの場合に、会社に対する回復しえない損害の発生または損害の発生のおそれがあること、の証明を要するとし、また、幾つかの州では、会社に対する損害の発生に換えて、(b) 取締役或いは株主の分裂により、会社の営業が株主の利益に運営しえなくなっていること或いは解散が株主の利益となること、の証明を要求している。

このような要件が加えられている場合の具体的適用における主たる争点は、会社が行き詰りにより利益を得て運営することができなくなつて支払不能に陥いるおそれがあり、ひいては、行き詰りが会社の存在目的の達成を不能にせしめる程のものであるかどうか、にある。そして、(a)の要件がなされている場合について、比較的弾力的な適用をして、取締役の分裂とそれによる会社運営の行き詰りが今後も継続することが明らかであることは、会社に対する回復しえない損害の発生のおそれがあることを推測させる、としたものもある⁽⁹⁾が、会社が利益を得て運営され、支払不能に陥いるおそれがない場合には、会社に対して回復しえない損害が生じている場合ではないとして、取締役の分裂を理由とする解散の申立を棄却している判例がある⁽¹⁰⁾。

他方、(b)の株主の利益に運営しえないことが要件とされている州では、必ずしも、取締役或いは株主分裂が、会社が利益を得て運営することを不可能とし、会社を財政的な破滅に導くものであること、を要しないとされる傾向にある⁽¹¹⁾。しかし、裁判所が会社を解散する終局判決をなすには「解散が株主に利益となり公益を害するものでないことが

明らかかな場合でなければならぬ」と規定していた、旧ニュー・ヨーク州一般会社法一一七条の適用に関する一連の判例では、他の株主を会社から排斥する目的で解散を求めた場合、原告の家族が経営している、当該会社と競業関係にある会社に利益を与える目的で解散を求めた場合など、原告株主の個人的利益を追及するために訴がなされた場合に、いわゆる“clean hand doctrine”を適用し、解散が株主に利益となるものではないとして、解散の申立を棄却し、また、株主が等しく分裂し、取締役を選任しえないために会社の業務の執行が停止しているとしても、解散が株主に利益となることの証明がないとして、更に、取締役及び株主に分裂が生じていても、会社の営業が利益を得て運営されている限り、或いは、分裂が会社の業務の執行を妨げ、会社の存在目的の達成を不可能にせしめる程のものではない限り、⁽¹⁷⁾ 解散が株主に利益となるものとはいえないとして、⁽¹⁸⁾ 解散の申立を棄却しているものがある。

これに対して、会社に対する損害の発生或いは解散が株主に利益となること、を特に要件として規定していない州では、会社が利益を得て運営されてきた、或いは、会社がまだ支払不能に陥いるおそれがない、という事実のみでは解散の申立を棄却することはできないとされており、⁽¹⁹⁾ これらの州では、株主の解散請求が容易に認められることになる。

(1) なお、比較的少数の株式保有者に解散請求権を認めていない州では、実質的に分裂の割合を特定していることになる (8 Cavitch, op. cit., 186.02 [1] p. 1459 n. 14)。

(2) 取締役の行き詰りの場合についてフロリダ形式をとっていた旧マサチューセッツ州法の規定に關し、Cook, Cook, 270 Mass. 534, 170 N. E. 455 (1930). この判決では、更に、会社はまだ将来性があること、及び行き詰りを打開する方法がなかったことの証明がなされてないことも理由として掲げている。

(3) 2 O'neal, op. cit., § 9.29 p. 237; 8 Cavitch, op. cit., § 186.02 [1] p. 1460; Latin, on Corporations (2 ed., 1971), § 180 p. 637. 制定法レコードを明示するの N. C. Gen. Stat. § 55-125 (a) (2) (1965).

- (4) *Dorf v. Hill Bus. Co.*, 140 N. J. Eq. 444, 54 A. 2d 761 (1947); *In re Fehrenbach*, 155 Misc. 663, 281 N. Y. S. 149 (1935); *Petition of Binder*, 172 Misc. 634, 15 N. Y. S. 2d 4 (1939). だが、最後のあげた判例は、三人の取締役中二人がそれぞれ会社の二分の一の株式を所有して相対立しており、他の一人の取締役は単なる傀儡にすぎないとして、解散を求めた事案であるが、控訴審では、その三人目の取締役が現実に取締役としての役割を果たしているのかそれとも傀儡にすぎず取締役は二人にすぎないこと更に審理すべきであること、原告と被告との争 (258 App. Div. 1041, 17 N. Y. S. 2d 1020)。
- (5) *In re Friedlieb*, 184 N. Y. S. 753 (1920); *Application of Gail Kiddle Clothes Inc.*, 56 N. Y. S. 2d 117 (1945).
- (6) 8 *Cavitch*, op. cit., §186.02 (1) p. 145. 「リビド」は「誰の責任で期間 (連続する一回の年次総会を含む期間) 継続して又は解散事由となるような立法形式は、最も明確に「モニター」的なものであると認められる」。 *Israels*, op. cit., 19 *U. Chi. L. Rev.* at p. 786.
- (7) 取締役を罷任しなかったことの証明がなされず、その理由を理由と解散の申立を棄却した判例として *Application of Landau*, 183 Misc. 876, 51 N. Y. S. 651 (1944); *Application of Gail Kiddle Clothes Inc.*, 56 N. Y. S. 2d 117 (1945); *Application of Pivot Punch & Die Corp.*, 15 Misc. 2d 713, 182 N. Y. S. 2d 459 (1959)。
- (8) 新株の発行による取締役選任による株主の分裂を打開し、その理由を理由と解散の申立を棄却した判例として *In Petition of Williams*, 85 N. Y. S. 2d 93 (1948); *In re Ames Aromatics*, 85 N. Y. S. 2d 93 (1948). 現在の行を誰の事実なかに十分ではない。行を誰かが永続的に打開しないうちは、その理由を理由と解散の申立を棄却した判例として *In re Lakeland Development Corp.*, 152 N. W. 2d 758 (Minn. 1967). その上、解散が認められた判例は、行を誰かにより株主総会・取締役会などが開かれず、会社の機能の停止が長期にわたるという事案に関するものが多く、e. g., *Petition of Collins-Doan Co.*, 3 N. J. 382, 70 A. 2d 159 (1949); *In re Hedberg-Friedheim & Co.*, 233 Minn. 534, 47 N. W. 2d 424 (1951)。
- (9) *Handlan v. Handlan*, 360 Mo. 1150, 232 S. W. 2d 944 (1950). 更に *Strong v. Fromm Laboratories*, 273 Wis. 159, 77 N. W. 2d 389 (1956) や *ウァンロンミン州最高裁判所は、少なむと会社の財政的利益の問題とを限り、解散が株主の利益となるかどうかは解散請求を認めるための基準として関係はなすこととす (cf. 1957 Wis. L. Rev. 501)。*
- (10) *Lush v. Brand Lithograph Co. v. Fort Dearborn Lithograph Co.*, 330 Ill. App. 216, 70 N. E. 2d 737 (1946); *Jackson*

v. Nicholai-Nepach Co., 219 Ore. 560, 348 P. 2d 9 (1959). 前の判例は、会社に対して回復しえない損害が生じていることの証明がなされていないとして解散の申立を棄却し、後の判例では、会社の機能が完全に停止されておらず、また全ての株主が利益配当の支払を受けているとの事実を挙げて、この場合には、会社をコーピング・コンサーンとして維持すべき公益が存し、解散が株主に利益となる場合といえず、原告に対する救済は、原告に株式の買取請求権を認めることによるべきとしている。

(11) In re Heberg, Friedlein & Co., 233 Minn. 534, 47 N. W. 424 (1954). 取締役及び株主が等しく分裂して株主の利益を会社を継続することを不可能としている限り解散の請求は認められ、会社が支払不能に陥っているかどうかは解散請求が認められるための基準として関係しないと述べ、会社が利益を得て運営されてきた事実を解散の申立を棄却する理由としていない。

なお、新ノース・カロライナ州事業会社法が、会社に対する回復しえない損害の発生という規定の仕方せず、「会社の営業がもはや全ての株主の利益に運営しえないこと」と規定したのは、また支払能力があるいわゆるコーピング・コンサーンの会社に対しても、裁判所に解散を命ずる権限を与えようとしたからである、といわれている (Note, 32 N. C. L. Rev. 335, 339-340 (1954))。

(12) 新法では、その(1)条(d)項が、裁判所がその裁量により会社を解散する判決を下す場合に、次の基準を考慮しなければならないとし、その(2)号で、「取締役または株主の申立てた特別手続においては、株主に対する解散の利益が最も重要である」と規定している。

(13) Application of Cantelmo, 275 App. Div. 231, 88 N. Y. S. 2d 604 (1949).

(14) In re Dissolution of Clemente Bros. Inc., 19 App. Div. 2d 568, 239 N. Y. S. 2d 703 (1963).

(15) In re Norton & Schneider, Inc., 137 N. Y. S. 2d 289 (1954). See also, In re Pyroclustic Manganese Co., 29 Hun. 429 (N. Y. 1883).

(16) In re Ransom & Neidorf Inc., 307 N. Y. 1, 119 N. E. 2d 563 (1954); In re Seamerlin Operating Co., 307 N. Y. 407, 121 N. E. 2d 563 (1954); Application of Cantelmo, supra. See also, In re George Ringler & Co., 70 Misc. 581, 127 N. Y. S. 938 (1911).

(17) In re Admiral Rubber Corp., 12 Misc. 2d 355, 172 N. Y. S. 2d 952 (1958).

(18) これにヒュー・モーク州の一連の判例については、なお、13 A. L. R. 2d 1267-1263; Note, 27 N. Y. U. L. Rev. 300 (1952); Note, 29 N. Y. U. L. Rev. 1485 (1954); Note, 50 Colum. L. Rev. 100 (1950); Tingle, op. cit., pp. 137-161 参照。

なお、会社の営業が利益を得て運営されてくる限り解散の請求は認められなかつた。ヒュー・モーク州の原則は、次第で修正され (e. g., Application for Dissolution of Fulton-Washington Corp., 3 Misc. 2d 277, 151 N. Y. S. 2d 417, aff'd mem., 2 App. Div. 2d 981, 157 N. Y. S. 2d 894 (1956); Application of Pivot Punch & Die Corp., 15 Misc. 2d 713, 182 N. Y. S. 2d 459 (1959); Application of Venice Amusement Corp., 32 Misc. 2d 713, 222 N. Y. S. 2d 889 (1961))、新法の二二一条(9)項(イ)は、「解散は、会社の営業が利益を得て運営されてきたまたは運営するものができたと認定されたことを理由とするのみでは、これを拒んではならぬ」と規定して、この原則を立法を以て変更している。

(19) この点については、旧ヒュー・ジャーシー州法に関する一連の判例があり、取締役及び株主が等しく分裂しそれが会社の営業・業務の執行を妨げているかどうか、によつて判断されるべきで、会社が財政的に損害を受けつつあることは解散を認める基準として要求されなかつた。Petition of Collins-Dean Co., 3 N. J. Super 382, 70 A. 2d 159 (1949); RKO Theaters, Inc. v. Trenton-New Brunswick Theaters Co., 9 N. J. Super 401, 74 A. 2d 914 (1950); In re Evening Journal Ass'n, 15 N. J. Super 58, 83 A. 2d 38 (1951); Stark v. Reingold, 18 N. J. 251, 113 A. 2d 679 (1955).

なお、会社が利益を得て運営されてきたまたは運営するものができたとを理由とするのみでは解散の申立を棄却するものができなかつた。を立法で明示するものとして、前掲註(8)の新ヒュー・モーク州法のなかで、S. C. Bus. Corp. Act § 12.15 (f) (1962); Me. Rev. Stat. § 104 (1961); Mass. Gen. Law Ann. ch. 156 B § 99 (b) (1932).

ところで、株主或いは取締役の意見の対立とそれにより生じた会社経営の行き詰りを理由に解散が求められているのは、多くは、会社が少数の株主からなっているいわゆる閉鎖的株式会社に関する場合である。そして、このような会社においては、株主の解散判決請求権が、株主としての利益を保護し救済を与える方法として特に重要なものとなっていることは、前述(一)(三)のとおりである。そして、近時、閉鎖的な株式会社の特質を考慮し、このような会

説論

社の株主の特殊な地位にもとづく要求に対処した特別の規定を個々に設ける州がいくつか現われ、また、ごく最近、若干の州で、閉鎖的株式会社について、特別規定を章または節に一括して設けるといふ新しい立法形式が現われている。そして、このような州においては、行き詰りの場合の株主の申立にもとづく強制解散について、閉鎖的株式会社の場合のみ適用される特別の規定を設けていたり、主として閉鎖的な株式会社の場合を対象にして、裁判所に会社のための保管者 (custodian) 或いは、仮取締役 (provisional director) の任命権を与える規定を設けているので、以下において、これらの規定を紹介する。

(i) まず、閉鎖的株式会社の場合にのみ適用される特別の規定を設けているものとして、フロリダ州事業会社法 (Fla. Stat. Ann. § 608.0107 (1991)) は、つぎのように規定している。

「裁判所は、つぎの事実が明らかにされた場合に、閉鎖的株式会社⁽³⁾の株主の強制解散を求める申立を認容し、会社のために財産管理人もしくは受託者を任命して、会社の解散を命ずることができる。

- (1) 取締役が会社の業務の執行において行き詰り、株主がその行き詰りを打開しえないか、
- (2) 株主が議決権行使において行き詰り、
- (3) 仲裁その他の取締役または株主の行き詰りに関する株主間の書面による合意で定められた救済方法が失敗した⁽⁴⁾こと。」

メリーランド州一般会社法 (Ann. Code Md. art. 23 § 109 (a) (1997)) は、「閉鎖的株式会社⁽⁵⁾の株主は、衡平法裁判所に、株主の意見が一致せず、会社の営業がもはや株主一般の利益に運営しえないことを理由に、会社の解散の申立をなすことができる」と規定する。

また、前述のメイン州法の行き詰りの場合の株主の申立にもとづく強制解散の規定 (Me. Rev. Stat. ch. 53 § 104

(A) (B) (C) は、一〇人を越えない株主からなる会社の株主により申立てられた場合に適用があるとされているので、実質的には閉鎖的株式会社の場合に限定した特別規定といえよう。

(ii) つぎに、取締役或いは株主が分裂して会社の運営が行き詰っている場合に、会社のための保管者 (custodian) の任命を認めるものとして、デラウェア州一般会社法 (Del. Code Ann. tit. 8 §§ 226, 352 (1967)) があげられる。

「衡平法裁判所は、つぎの場合に、株主の申立にもつぎ、一人または数人の者を、会社のための保管者 (custodian) として、また、会社が支払不能のときは会社のための財産管理人として、任命することができる。」一般の会社の場合については (二二六条)。

「(1) 取締役の選任のために開催された総会において、株主が分裂し、任期が満了しまたは後任者の資格取得により任期が満了する取締役の後任者の選任をなさなかったとき、または、

(2) 取締役が会社の業務の執行に関して分裂し、取締役会の行為に必要な議決を得ることができず、かつ、株主がその分裂を終了させることができないために、会社の営業が回復しえない損害を受けまたは受けるおそれがあるとき。」また、閉鎖的株式会社の場合については (三五二条)。

「(1) この法律の第三五一条に従い会社の営業および業務が株主により執行され、かつ、株主が分裂し、会社の営業が回復しえない損害を受けまたは受けるおそれがあり、かつ、定款もしくは附属定款または株主の書面による契約に定められた行き詰りに関する救済方法が失敗したとき、または、

(2) 申立株主が、この法律の第三五五条により許容される定款の規定にもつぎ会社の解散の権利を有するとして、二二六条(b)項は、「保管者の権限は、裁判所が別段の命令をなす場合、および、この条の(a)項第(3)号または

き。」

この法律の第三五二条(a)項第(2)号にもとづいて生ずる場合を除き、会社の営業を継続することであり、その業務を清算しかつその資産を分配することではない」と規定し、この保管者の任命による行き詰りの場合の株主に対する主たる救済方法が、解散を命ずることではない旨を明示している。

このデラウェア州の行き詰りの場合に保管者の任命を認める規定は、ペンシルバニア州法にも全く同じ内容の規定としてみられている。⁽¹⁰⁾

(iii) 最後に、仮取締役 (provisional director) の任命を認めるものであるが、これは、取締役が会社の業務の執行において等しく分裂した場合に、裁判所に仮取締役の任命権を与えることにより、行き詰りの打開をはかる方法を与えるもので、この方法に関するバイオニアとしての地位を占めているカリフォルニア州一般会社法八一九条は、つぎのように規定している。

「(a) 会社が等しく分裂した偶数の取締役を有し、業務の執行について合意しえず、かつ、そのために会社の営業がもはや利益を得て運営することができずまたは会社の財産および営業が失われ損害を受けるおそれがある場合には、定款もしくは附属定款の規定にかかわらず、また、会社の強制解散の手續が継続中かどうかにかかわらず、裁判所は、仮取締役を任命することができる。

この仮取締役の任命の申立は、会社の二分の一の取締役または社外株式の33%パーセント以上の保有者により提起することができる。

(b) 仮取締役は、その会社の株主もしくは債権者ではない、または、その会社の取締役もしくは任命にかかる当該裁判官の三親等以内の血縁ないし姻戚関係にたたない、公平な者でなければならない。

仮取締役は、取締役の行き詰りが打開されるまで、または、裁判所の命令もしくは議決権を有する株式の過半数の

保有者の決議ないし書面による同意により解任されるまで、取締役のすべての権利および権限を有し、取締役会議の通知を受け、そこにおいて議決する権利を有する。」

ミズーリ州法及びジョージア州法も、これと全く同じ内容の規定を設け、デラウェア州法及びペンシルバニア州法⁽¹⁾は、閉鎖的株式会社の場合について、若干表現を変えた規定を設けている。そして、この仮取締役の任命を認める規定は、会社の解散が認めるための要件が存在しない場合にも適用があるとされており、立法によって、会社事業の消滅をもたらすことなく行き詰りを解決しうる可能性を示唆したものである、と評価されている。⁽²⁾

(1) 代表的なものは、一九五五年のノース・カロライナ州法、一九六二年のサウス・カロライナ州法、及び一九六三年のニューヨーク州法である。

(2) 一九六三年のフロリダ州法をはじめとして、一九六七年のデラウェア州法、一九六八年のメリーランド州法とペンシルバニア州法、及び一九七〇年のロード・アイランド州法である。

これら註(1)、(2)で挙げた州法の一般的紹介については、酒巻「閉鎖的株式会社の理論と立法動向——英米法の動向とその示唆——」(三)(四)(五)「民商五八巻六号八二六頁以下、五九巻三号三六七頁以下、六〇巻一号三頁以下、長浜・アメリカ会社法概説二八二頁以下、矢沢・注釈会社法(9)一一頁参照。

(3) 定義づけとして、株式が店頭市場で一般的に取引されていない会社としている (§608.0100 (2))。

(4) フロリダ州法は、閉鎖的株式会社の場合について、株主の議決権行使に争いが生じた場合に株主間の契約で仲裁人の決定に従う旨を定めうることを、明示している (§88.05 (c))。そして、フロリダ州の閉鎖的株式会社の場合には、解散が認められるためには、行き詰りが仲裁その他の救済方法によって打開しえないものであることが要件となるが、ニュー・ヨーク州では、株主間の争いについては仲裁人の決定に従う旨の合意がなされていた場合に、仲裁契約の存在は契約当事者の解散判決請求権を奪うものではないとする判例がある。Application of Cohen, 183 Misc. 1034, 52 N. Y. S. 2d 671 (1944), aff'd mem., 269 App. Div. 663, 53 N. Y. S. 2d 467 (1945)。

(5) メリーランド州法は、閉鎖的株式会社の実質的な定義を置かず、会社が定款を以て同法の授權する閉鎖的株式会社である旨の

- 記載をなす限りにおいて、これを閉鎖的株式会社としている (§100(a))。
- (6) 定義づけとして、定款に、(1)金庫株を除く会社のあらゆる種類の発行済株式の全てが、三〇人を越えない特定数以下の者によって株主名簿上保有されている、(2)あらゆる種類の発行済株式の全てが、この法律の第二一〇条により認められる一以上の譲渡に対する制限に服しなければならぬ、及び(3)会社は、いかなる種類の株式のいかなる部分についても、随時に改正される一九三三年の合衆国証券法の意義における「公募」となるいかなる申込みしてはならない旨、を定めるものをいうとしている (§375(a))。
- (7) この規定は、閉鎖的株式会社の場合については、定款で会社の営業が取締役会によってではなく株主により直接経営されるべき旨を定めることができるとしているもので、閉鎖的株式会社について特別規定を一括して設けている他の州でも、この種の規定がなされている。 Fla. Stat. Ann. §608.0102; Ann. Code Md. art. 23 §105; Pa. Bus. Corp. Law. §382.
- (8) この規定は、閉鎖的株式会社については、定款で任意にまたは特定の事情が発生した場合に株主に会社を解散させる選択権を与える旨を定めることができるとするもので、これも、閉鎖的株式会社の株主の特殊な地位にもとづく要求に対処した立法である。その他の州でこの種の規定を置くものとして「Ann. Code Md. art. 23 §104 (a) (3); Pa. Bus. Corp. Law §386; N. C. Gen. Stat. §55-125 (a) (3); N. Y. Bus. Corp. Law §1002 (a).
- (9) (3)号は、「会社がその営業を放棄し、かつ相当な期間内に解散し、清算し、またはその資産を分配する処置をとらなかつたか」である。
- (10) Pa. Bus. Corp. Law §§ 513.1, 388. など、ペンシルバニア州法の閉鎖的株式会社の定義づけもデラウェア州法と同一である (§372 (A))。
- (11) Mo. Rev. Stat. §351.323 (1966); Ga. Code Ann. §22-703 (1968).
- (12) デラウェア州法 (Del. Code Ann. tit. 8 §353) は、「取締役が会社の営業および業務の執行に関して分裂し、取締役会の行為に必要な議決を得ることができず、その結果、会社の営業および業務がもはや株主一般の利益に運営することができない」場合、に仮取締役を任命することができる」と規定している。ペンシルバニア州法もデラウェア州法と同一である (Pa. Bus. Corp. Law §384)。
- (13) 仮取締役の任命を認めた判例として、In re Jamison Steel Corp., 158 Cal. App. 2d 27, 322 P. 2d 246 (1958) がある。そこにおいて、裁判所は、配当額を増加すべきか、及び、社長・総支配人の報酬額を減少すべきかについて、取締役会の意見が

一致しないために議決することができないので、この申立がなされた事案に関し、配当を宣言しないことにより留保所得に対する特別課税を負わされる可能性があること、社長の報酬について合意しえないために社長の妻の所有する不動産に対して会社が過大な賃料を支払うべきことが主張されていることを考慮し、会社の財産及び営業が失なわれる危険があるとして、仮取締役の任命を認めている。そして、会社が利益を得て運営されていること、或いは、申立人の個人的利益を目的として申立がなされたことは、仮取締役の任命を妨げないとしている。

(14) Comment, Unusual Statutory Remedies for the Deadlock Corporation in California: Voluntary Dissolution and the Provisional Director, 48 Calif. L. Rev. 272, at p. 278 (1960); O'Neal, op. cit., 2d ed. (1971), p. 121. もともと、仮取締役の任命の場合についても取締役が偶数であること或いは等しく分裂していることを要件としているのは適当ではない、と批判されてい^る。(Comment, 48 Calif. L. Rev. at p. 280)。

(二) 会社支配者の詐欺的行為、不当な会社経営

取締役その他の会社支配権を掌握する者が、自らの個人的利益をはかる目的で詐欺的な行為或いは不当な会社経営をなしている場合についても、裁判所は株主の申立にもとづき会社の解散を命ずることができる旨を多くの州が立法を以て認めている。

この場合の一般的な規定の仕方は、模範事業会社法九〇条(a)項(2)号、(4)号(一九六九年改正法九七条)に代表され、

「取締役または会社を支配する者の行為が不法または抑圧的もしくは詐欺的であること」、または、「会社の資産が流用せられまたは浪費せられていること」が確定された場合に、株主の訴にもとづき、会社の解散を命ずることができると規定している。そして、行き詰りの場合の強制解散について模範事業会社法を採用している州の多くは、この(2)号及び(4)号の規定についても採用している。¹⁾

その他のものとしては、ペンシルバニア州事業会社法 (Pa. Stat. Ann. tit. 15 §2852-1107 (A), (2)(3) (1938)) の、「取締役または会社の受託者の行為が不法または抑圧的もしくは詐欺的で、会社が解散せられることが株主の利益となること」、または、「会社の資産が流用せられたり浪費されて、会社が解散せられることが株主の利益となること」と規定して、この場合に、解散が株主の利益となることを要件とするもの、

カリフォルニア州一般会社法 (Cal. Corp. Code § 4651 (e)) のように、⁽²⁾「取締役または会社を支配する者が継続的に詐欺または不当な経営もしくは権限の濫用をなし、または少数株主に不正となる行為を継続的になし、または、会社の財産が会社の取締役もしくは役員によって流用または浪費せられもしくは失われていること」、或いは、ネバダ州一般会社法 (Nev. Rev. Stat. § 78.650 (1957)) のように、⁽³⁾「会社の受託者または取締役が会社の業務の執行もしくは支配において詐欺または共謀もしくは重大な不当経営をなし、または、差押、訴訟その他によって会社の資産が費消せられるおそれがあること」として、いくらか不正な行為及び不当な会社経営の内容について具体的に規定するものがある。

この会社支配者の詐欺的行為・不当な会社経営に関する規定の具体的適用については、まだ、裁判所で余り問題となっていないが、行き詰りの場合と同様に比較的厳格に解釈されている。そして、取締役が利益配当をせずに株主に抑圧的に会社を経営している事実があつても、会社の財産が損害を受け会社が支払不能となるおそれがあることの証明がなされない限り解散を認められないとする判例⁽⁴⁾、会社の資産が浪費されている場合に、訴が提起される前に取締役が任意解散の手續をなすべく株主総会を招集しようとしていた事実があるとして解散を認めなかつた判例⁽⁵⁾がある。

(一) E. g., Ill. Rev. Stat. ch. 32 §157.86 (a), (3) (4); Miss. Bus. Corp. Act §97 (a), (2) (4); Mont. Rev. Code Ann.

- §15-2290 (a), (2) (4); Neb. Bus. Corp. Act §97 (a), (2) (4); Wash. Rev. Code §23A.28.170 (1), (b) (d); Wis. Stat. Ann. §180.771 (1) (a), (2) (3).
- (2) これと大体同一のものを「Minn. Stat. Ann. §301.49 (3); S. C. Bus. Corp. Act §12.15 (a) (4).
- (3) これと大体同一のものを「Me. Rev. Stat. ch. 53 §105. なお、ネンタ州法では、申立株主は社外株の10%以上の保有者に制限をかける。

(4) *Central Standard Life Ins. Co. v. Davis*, 10 Ill. 2d 566, 141 N. E. 2d 45 (1956). 裁判所は、イリノイ州法 (Ill. Rev. Stat. ch. 32 §157.86 (a) (3)) の適用にあたり、会社資産の流用或いは浪費の事実がなくても取締役の行為が抑圧的 (oppressive) であるとすることを妨げるものではないが、解散は最後のな救済方法であって、申立株主は取締役の抑圧的な行為によって会社が利得を得て運営すること或いは申立株主に満足を与える利益をあげることが不可能となっている事実、を証明しなければならぬと述べ、会社資産に重大な損失のおそれがあることの証明がなくむしろ会社は利益を得て運営する見込が認められるとして、優先株主に累積配当が支払われていないことを理由になされた会社の解散の申立を棄却している。

しかし、イリノイ州のその後の判例 (*Gidwitz v. Lazit Corrugated Box Co.*, 20 Ill. 2d 208, 170 N. E. 2d 131 (1960)) では、当該会社の50%の株式を所有する社長側と他の50%の株式を所有する原告側との間に争いが生じ、社長が、取締役会の承認なしに会社の資金で他の会社を設立し、また社長と個人的に関係している会社から金銭の借入をし、また取締役会の承認なしに高給で役員を任命するなど、原告側を無視した行為をし、他方では、数年間にわたり利益配当をせず、原告が会社の利益を享受し会社の経営に関与することを排斥していたことは、解散を認めるべき理由となる抑圧的な行為があるといえるとして、会社が社長の行為により損失を受け支払不能となった事実が認められていないのにかかわらず、「原告および原告の会社に10%おける利益に対する抑圧を証明するには、詐欺または不法もしくは会社の損失を証明することは必要ではない」と述べ (*ibid.*, N. E. 2d at p. 138) 解散の申立を認めている (もともと、この判例は「むしろ株主間或いは取締役間の意見の対立を理由として解散を認めた方が適当であつたと批評をされている。Comment, *Deadlock and Dissolution: Problems in the Closely Held Corporation in Illinois*, 56 N. W. U. L. Rev. 525, 530-534 (1961)) 。

なお、ノース・カロライナ州及びサウス・カロライナ州の旧法では、会社が一定期間 (五年乃至一〇年) 株主に利益配当をなさないことが、株主の申立にもとづく強制解散の理由となるとしていたが (N. C. Code Ann. §1186 (1935); S. C. Code

§ 7725 (1932), §§ 12-651, 12-653 (1952))⁽¹⁾ この場合をどうも配当をなさないことについて会社の損失に充てるためなど会社の事情を以て合理的な理由があれば、解散は認められず、また、取締役・多数株主が少数株主を抑圧する手段としてなされたものなご限り、解散は認められず (Kistler v. Caldwell Cotton Mills Co., 205 N. C. 809, 172 S. E. 373 (1934); Towels v. S. C. Produce Ass'n, 187 S. C. 290, 197 S. E. 305 (1938))⁽²⁾。

(5) Peiser v. Grand Isle, Inc., 221 La. 565, 60. So 2d 1 (1952). contra. Kessler v. United Agencies, Inc., 243 S. W. 2d 779 (St. Louis Ct. App. 1951) (株主の解散決議がなされたにもかかわらず、解散趣意書の届出及び登記などの手続がなされず、その間に、取締役が会社資産を詐欺的に流用していた場合に、解散の申立を認めている)。

(三) その他の場合

その他の場合について、立法を以て規定するものとしては、

(i) まず、会社が設立以来営業を開始しないか長期にわたって営業を停止し、会社が営業を放棄している場合について規定するものがある。これには、

サウス・カロライナ州事業会社法 (S. C. Bus. Corp. Act. § 22.15(a)(7), (1962)) のように⁽¹⁾、「会社がその営業を放棄し、かつ、相当の期間内に解散し、清算し、またはその資産を分配する処置をとらなかつたとき」と、一般的に規定するものと、

ルイジアナ州事業会社法 (La. Rev. Stat. § 12:143(A)(6), (1950)) のように⁽²⁾、「会社が正当の理由なくして、設立の日から一年以内に営業を開始しないか懈怠もしくは拒否し、または、営業の開始後少なくとも一年間営業を停止し、営業を開始もしくは再開する意思がないとき」と、営業が放棄されている期間を特定するものがある。

(ii) つぎに、会社がその目的の達成を失敗し、或いはその達成が不可能となった場合について、ペンシルバニア州事業会社法 (Pa. Stat. Ann. tit. 15 § 2852-1107(A)(1), (1933)) など若干の州が⁽³⁾、「会社の目的が完全に失敗しました

株主の解散判決請求権 (二)

は放棄されもしくはその達成が不可能であるとき」に、株主の申立にもとづき、会社の解散を命ずることができる規定している。

(iii) 更に、会社がその目的の達成を失敗した場合の一例である、事業活動の継続が損失のみをもたらし、支払不能に陥った場合について、ニュー・ヨーク州事業会社法 (N. Y. Bus. Corp. Law § 1103(a)) など若干の州が⁽⁴⁾、「会社の資産がその債務を弁済するのに十分でないとき」に、株主の申立にもとづき、会社の解散を命ずることができる旨を規定している。

(iv) 最後に、現在においても、裁判所が解散を命じうる場合を具体的に特定せず、広汎な規定の仕方をするものがある。これには、

ルイジアナ州事業会社法 (La. Rev. Stat. §12:143(A)(3))⁽⁵⁾ ほか二州の⁽⁶⁾「会社が清算され解散せられるべきことが株主の利益となるとき」と規定するもの、

カリフォルニア州一般会社法 (Cal Corp. Code § 4651(f)) 及びノース・カロライナ州事業会社法 (N. C. Gen. Stat. § 55-125(a) (4))⁽⁶⁾ の「解散が、実質上の株主または申立株主の権利もしくは利益の保護のために相当な必要性があるとき」と規定するもの、及び、

ニュー・ハンプシャー州一般会社法 (N. H. Rev. Stat. § 294:97 (a) (1955))⁽⁷⁾ の「現実もしくは緊急の支払不能その他の会社の解散が株主または債権者の権利を保護するために相当な必要性を生ぜしめる理由があるとき」、ネバダ州一般会社法 (Nev. Rev Stat. § 78. 630) の「会社が支払不能であるとき、または、会社が重大な損失を受けもしくは株主の利益に反して運営され、かつ、それが継続しているとき」と、若干具体的に規定するものがある。

このような広汎かつ抽象的な規定の適用においていかなる場合に解散が認められるかは、規定自体からは必ずしも

明らかではないので、判例を通じて承認されてきた具体的状況によって判断されるべきこととなる。そして、多数株主と少数株主との間に意見の対立が生じたために、業務の執行が停止し株価が低落した場合、それぞれ等しい株式を所有して会社の全支配権を握っている二人の株主間に意見の対立が生じ、一方の株主が会社の経営から身を引いたために会社の運営が困難となった場合、行き詰りが長期化し、株主総会が開かれないために取締役及び役員の改選が行なわれず、一人の株主が会社を排他的に支配していた場合などに、会社が解散されるべきことが株主の利益となる、或いは、会社を解散する正当かつ十分な理由がある、として解散を認めている。

しかし、このような規定においても、株主間或いは取締役間の意見の対立により、会社の運営が不可能となってしまうこと、或いは、支払不能もしくは会社の財産に損害が生ずるおそれがあることが証明されていない、として解散の申立を棄却した判例があり、⁽¹¹⁾比較的厳格な適用をしている。

- (1) その他の州のものとして、Conn. Gen. Stat. § 100 (a) (2).
- (2) 期間を特定して定めるものとして他の Cal. Corp. Code § 4650 (a) (一年) ; Pa. Stat. Ann. tit 15 § 2852-1107 (A) (一年) .
- (3) その他の州のものとして、La. Rev. Stat. § 12: 143 (A) (2) ; Ohio Rev. Code Ann. § 1701. 91 (A) ; Minn. Stat. Ann. § 301. 49 ; Oka. Stat. Ann. tit. 18 § 1. 195.
- (4) その他の州のものとして、Ala. Bus. Act § 78 (a) ; La. Rev. Stat. Ann. § 12: 143(A) (1) ; Minn. Stat. Ann. § 301. 49.
- (5) Oka. Stat. Ann. tit. 18 § 1. 195 (3) ; Ohio Rev. Code § 1701. 91 (A).
- (6) 但し、ノース・カロライナ州法は、「実質上の株主」なる文字を入れていない。
- (7) 申立株主は、社外株の二五%以上を保有する者に制限されている。
- (8) Re Mansfield R. Light & Power Co., 3 Ohio App. 253, 92 Ohio St. 530, 112 N. E. 1085 (1914).
- (9) Re Waldorf Amusement Co., 13 Ohio App. 438 (1920).

(二) 株主の解散判決請求権

- (10) 旧ロネティカット州法 (Conn. Gen. Stat. § 5226 (1949)) の「会社を解散する正当かつ十分な理由があるとき」に関して、*Krall v. Krall*, 141 Conn. 325, 106 A. 2d 165 (1954)。
- (11) 旧ロネティカット州法に関して *Bator v. United Sausage Co.*, 138 Conn. 18, 81 A. 2d 442 (1951)。これは、取締役会の決定は全員一致によってなされるべき旨の株主間の合意があったために行き詰りが生じ、解散が求められた事案であるが、「意見の対立は、会社の業務の執行を不可能とせしめるものでない限り解散の理由とはならない」として (*ibid.* 81 A. 2d at p. 444)。
- 旧アイオワ州法 (Iowa Code Ann. § 1640 (1897), § 491.66 (1954)) 及び旧イリノイ州法 (Ill. Rev. Stat. ch. 32 § 25 (1891)) の「会社を解散する正当な理由があるとき」に関して *Gidwitz v. Cohen*, 238 Ill. App. 227 (1925) ; *Lanzit Corrugated Box Co. v. Cohen*, 238 Ill. App. 227 (1925) ; *Platter v. Kirby*, 138 Iowa 259, 115 N. W. 1032 (1908)。例えば、最初に挙げた判例では、株主がそれぞれ等しい株式を保有する二つの派閥に分裂して取締役の選任について合意しえないために行き詰りが生じ、解散が求められた事案について、「詐欺もしくは支払不能の事実が認められない限り、単なる株主間或いは取締役間の意見の対立は解散を正当化するものではない」として (*ibid.* at p. 231) 申立を棄却している。

三 以上のように、アメリカ法における少数株主の訴にもとづく会社の強制解散は、殆どどの州の制定法に規定が置かれ、判例法によって形成された解散判決制度の適用範囲を確認・明確化して、取締役及び株主の意見の対立により生じた会社運営の行き詰り、取締役などの会社支配者の詐欺的行為及び不当な会社経営など、裁判所が解散を命じうる場合を具体的かつ個別的に規定している。そして、アメリカ法が解散を命じうる場合を具体的・個別的に規定している点は、後述するイギリス法及び大陸法諸国が非常に抽象的な規定の仕方をしているのと比較する上で、大きな特色となっているのであるが、個別的規定の適用においては、裁判所は一般的に厳格な解釈をしているといえよう。行き詰りに関する規定について、取締役及び株主の分裂の割合・取締役の数を特定している州では、その要件を厳格に解釈し、行き詰りにより会社或いは株主に損害が生じていることを要求している州では、会社が利益を得て運営さ

れている場合、或いは会社が支払不能に陥いるおそれのない場合には解散は認められなく、また、会社支配者の詐欺的行為及び不当な会社経営に関する規定について、取締役などが株主の利益を無視して会社を経営している事実があつても会社が損害を受けていない場合には解散は認められないとしている、などがその例である。

しかし、このような、会社が損害を受けていないという事実のみで解散を認めない裁判所の態度に対しては、学説上の批判が多い。そして特に、閉鎖的株式会社に関する場合について、株主間の信頼関係が破綻し、和解の余地がないような場合、或いは、取締役・多数株主などが利益配当を故意にせず、少数株主の利益を無視して会社を経営している場合、などについては株主の利益を保護し、救済を与える方法としての解散判決制度の必要性を考慮して、制定法を弾力的に適用すべきことが説かれている⁽¹⁾。また、他方では、解散判決制度が会社の解散という会社その他の関係者に大きな影響を与える非常手段であることから、解散に代わる救済方法によって株主の利益の保護をはかる方法を立法によって与えることの必要性も説かれている⁽²⁾。そして、この点で、行き詰りに関する場合について、閉鎖的な会社の特質を考慮して、閉鎖的株式会社の場合にのみ適用される特別の規定を設けている州があること、また、裁判所に会社のための保管者及び仮取締役の任命権を与え、会社事業の消滅をもたらすことなく行き詰りを打開する方法を立法によって積極的に認めている州があることは前述したが、更に、いくつかの州で、強制解散の申立がなされた場合に、解散に反対する株主に、申立株主の株式を裁判所が決めた公正な価格で買取る権限を与えることにより、解散を回避することを可能とする規定を設けているのが注目される。

例えば、カリフォルニア州一般会社法 (Cal. Corp. Code §§ 4658-4659) の、「会社の強制解散を求める訴において、会社の社外株の五〇%以上の保有者は、原告によって所有されている株式を公正な現金対価を以て買取ることによ

り、財産管理人の任命もしくはは会社の解散を回避することができ」⁽³⁾、メリーランド州一般会社法 (Ann. Code. Md.

art. 23 § 109 (c)) の「閉鎖的株式会社の営業の継続を望む株主は、原告により所有されている株式を公正な対価を以て買取ることを選択することにより、会社の解散もしくは財産管理人の任命を回避することができる」とするものである。そして、このような規定(いわゆる buy-out statute)は、会社がゴーイング・コンサーンとして継続することを認めながら、会社関係からの離脱を望む株主の利益を考慮し、会社企業維持と少数株主の利益保護との調和をはかった、最も望ましい立法であると評価されている。

なお、解散判決を請求しうる株主の資格について、半数以上の州では、保有株式数に制限を設けず、単独株主権としている。これは、アメリカ法が株主の解散判決請求権を広く認め、各個の株主による監督権の強化をはかっていることの現われであるが、いくつかの州では、この株主の請求権が濫用されるのを防止する意図で、会社の社外株式または議決権株式の一定の割合の株式を保有している者に制限しており、また、一定の保有期間を併せて要求している州もみられる。この株主の資格の制限は、会社運営の行き詰りを理由とする解散の申立の場合には、会社の株主或いは取締役の意見が等しく分裂しているために行き詰りが生じている場合に申立がなされているのが通常であり、また、一定期間取締役を選任しえないこと、或いは、会社の営業の継続が困難となっていることなど、株主間或いは取締役間の意見の対立により膠着状態がある程度継続していることが解散が認められるための要件となっているので、実際上は、株主の解散請求権を制限するものとなっていない。この制限がなされることによって問題となるのは、主として閉鎖的株式会社にみられる、株主総会或いは取締役会の定足数・決議要件を法定以上に加重しているために行き詰りが生じた場合の少数株主による解散の申立を制限することになると、これも閉鎖的株式会社に多くみられる、取締役・多数株主などが一部少数株主の利益を無視して会社を経営している場合の少数株主による解散の申立を制限することになることである。そこで、閉鎖的株式会社においては、第三者に対する株式の譲渡が制限され、また、

説
論

会社の株式が取引の対象となっていないのが通常である点から、この請求権が会社荒しのためなどに濫用されるおそれが少ないことを指摘し、立法論として、保有株式数による制限を余り加重することは望ましくないとわれている。

最後に、他の方法による解散の場合と同じく、解散判決がなされると会社はその存在を消滅せしめられるのであるが、各州の制定法は、解散後の手続として、会社は清算の目的になお存続するものとし、会社債権の回収、債権者への弁済、及び残余財産の株主への分配などについての清算手続を規定している。そして、解散判決のような裁判所による強制解散の場合については、多くの州は、裁判所が清算のための財産管理人 (liquidating receiver) を任命して財産管理人の職務及び権限を定めることができること、また、裁判所の許可なくして営業行為或いは清算事務がなされた場合に、裁判所は差止命令を発することができることなど、裁判所の監督による清算方法を規定している。⁽⁸⁾

- (1) Tingle, op. cit., pp. 180-184, 189-197; Note, op. cit., 45 Iowa L. Rev. at p. 785. ティンクルは、解散判決制度が必ずしも最後の救済方法ではないことを明示した一九四八年イギリス会社法三二五条二項の規定を高く評価している (ibid. at pp. 60, 183)。
- (2) Tingle, op. cit., at pp. 61-63.
- (3) 現在、このような規定は、カリフォルニア州、メリーランド州のほか四州でなされている。Conn. Gen. Stat. § 102; Mont. Rev. Code Ann. §§ 15-1124 to 15-1127; S. C. Code Ann. § 12.23; W. Va. Code § 3093. それ以外の六州はいずれも、裁判所による価格の決定の手続を詳細に規定している。なお、サウス・カロライナ州法は、裁判所は株式買取命令のほか、定款・附属定款の規定の取消もしくは変更、株主総会決議その他の会社の行為の無効もしくは取消、株主・取締役・役員などの行為の監督もしくは禁止、の命令を与えることができることとしてゐる。
- (4) 2 O'neal, op. cit., § 9.29 p. 233, 1969 Supp. § 9.31 p. 145; Hornstein, op. cit., 40 Colum. L. Rev. at p. 249; Tingle, op. cit., pp. 198 et seq.; Connet, op. cit., 1966 Wisc. L. Rev. at p. 1237.

- (5) なお、州によっては、会社運営の行き詰りの場合の強制解散の申立て、株主のほか取締役でも認められる。Cal. Corp. Code § 4650 (a) (会社の半数以上) : Conn. Gen. Stat. Ann. § 100 (a) : N. J. Stat. Ann. § 14A : 12-7 : La. Rev. Stat. § 12 : 143 (B) (過半数) : Ohio. Rev. Code Ann. § 170.91 (4) (過半数) : Kan. Stat. Ann. § 17-4003.
- (6) Ballantine, op. cit., p. 717 ; Tingle, op. cit., pp. 58, 133.
- (7) Tingle, op. cit., pp. 133-137. なお、この点で、ミネソタ州法が、前述したように、取締役会の行為に必要な決議要件及び取締役選任のための株主総会の決議要件が加重されている場合に保有株式数の制限を軽減していることは注目される。N. Y. Bus. Corp. Law § 1104 (b), cf. N. Y. Gen. Law § 103 (3), (1923).
- (8) See e. g., A. B. A. Model Bus. Corp. Act §§ 98-100 (1969).

第二節 イギリス法

〔緒 説〕

一 イギリスにおいては、裁判所による強制解散 (compulsory liquidation, winding up by the court)⁽¹⁾が行なわれる場合について、現行一九四八年会社法二二二条が規定している。それによると、裁判所はつぎの場合に、強制解散を命ずることができる。

- (a) 会社が特別決議によって強制解散の申立をすることを決議した場合。
- (b) 会社登記官吏に法定の報告をしなかった場合、または、法定の総会を開かなかつた場合。
- (c) 会社が、その設立後一年以内に営業を開始しないか、または一年間営業を停止した場合。
- (d) 社員の数が減少し、私会社 (private company) にあつては二人未満になつた場合、他の会社にあつては七人未満になつた場合。

(e) 会社がその債務の支払をすることができない場合。

(f) 会社を解散するのが正当かつ衡平である (just and equitable) と、裁判所が認めた場合。

また、この強制解散の申立ができる者は、(1) 会社 (2) 会社債権者 (3) 株主 (contributory) (4) 官選財産管理人 (official receiver) (5) 商務省 (Board of Trade) となっている (同法二二四条)。

右の六つの強制解散事由のうち、(a)は、実質的には任意解散を求める方法と同じであるので、株主総会が強制解散の申立をすることを決議する例は、きわめて稀である⁽²⁾。また、(b)、(c)、(d)は、法律による (by operation of law) 解散事由であって、いわゆる公益維持を目的とした強制解散事由である⁽³⁾。このうち、(c)の営業の不開始または停止を理由とする解散の申立があった場合に、裁判所は、その会社が営業を開始または再開する意思が全くないことを認められた場合に、はじめで、解散を命ずることができるとされている⁽⁴⁾。そして、イギリスにおいて、裁判所に強制解散が求められる例として、また、会社関係者の私的利益の保護と救済を求める方法として、しばしば問題となっているのは、(e)および(f)を理由とする場合である。しかし、(e)の会社がその債務の支払とすることができないことを理由とする申立は、イギリス法では会社には破産法の適用がないこともあって (Bankruptcy Act, 1914, sec. 126) 強制解散が求められる事由の最も一般的な場合となっている⁽⁵⁾。この場合の申立は、通例、会社債権者によってなされ⁽⁶⁾、株主が会社の支払不能を理由として強制解散の申立をすることは一般的に認められていない。ただし、会社に支払能力があり、かつ、会社に株主に分配しうる利益がある場合でなければ、株主は会社の解散を求める利益を有しないとされるからである⁽⁷⁾。そして、株主が会社の強制解散を求める通常の場合は、(f)を理由とするものである⁽⁸⁾。

そこで、イギリス法において、株主に会社の強制解散が認められるかどうかは、申立てられた事情が「会社を解散するのが正当かつ衡平であると裁判所が認めた場合」にあたるかどうかにかかっている。

p. 453)。

(5) 2 Palmer, Company Precedents, p. 33, Company Law, p. 738; Charlesworth, supra, p. 357. いかなる場合に会社が支払不能の状態にあるとみなされるかについては、特に規定を設け(一九四八年会社法二三三条)申立人に便宜を与えている。

(6) それゆえに、強制解散の申立の大多数は、会社債権者によりなされ (Palmer's Company Law, at p. 741; Gower, The Principles of Modern Company Law, 3 ed, 1969, at p. 649) 例せば、一九六六年にインシラント及びウエールズにおいて強制解散の申立がなされた一五〇三件中一三八五件が会社債権者によってなされたものである (Charlesworth, supra, at p. 356)。

(7) Palmer's Company Law, p. 744; Gower, supra, p. 649; Charlesworth, supra, p. 367. この原則は、株主による (f) の「会社の解散が正当かつ衡平である」ことを理由とする解散の申立が、会社がその計算書類及び会社の業務に関する情報を開示しておらず、そのために、会社に株主に分配しうる利益があるかどうかを知ることができないことを理由とする場合には、適用されなし (Palmer, ibid.; Gower, ibid.; Charlesworth, ibid.)。なお、一九四八年会社法の改正について勧告を行なった会社法委員会 (シモンキンス委員会) は、株主の強制解散の申立が株主に分配しうる資産がないことを理由とするのみで否定されるべきではないようになすべしと、勧告している (Report of the Company Committee, 1962, para. 503 (h))。

(8) Palmer's Company Law, p. 743; McPherson, Winding up on the "Just and Equitable" Ground, 27 Modern L. Rev. (1964) 282, at p. 283.

二 強制解散の申立は、前述のように、会社、会社債権者、官選財産管理人、商務省にも認められているが、株主が強制解散の申立をするためには、株主の数が法定数以下になった場合のほか、この者が、設立当時から株主 (original allottee) であるか、または、過去一八カ月のうち六カ月間引続いて株主名簿上の株主であることを要する (一九四八年会社法二二四条一項 (a))。

このような株主の資格の制限は、会社荒しのために強制解散の申立がなされるのを防止する必要から設けられたものとされているが、イギリス法では、株式保有数による制限を設けておらず、また、一定期間株主であった従前の株主にも申立権を認めている⁽³⁾。そして、株主の強制解散申立権を附属定款 (articles) によって剥奪したり制限するこ

とは認められていない。

(一) イギリス法は、商務省 (Board of Trade) が会社の業務を調査するために検査役 (inspector) を選任する権限を大幅に認め、二〇人以上の株主または発行済株式総数の一〇分の一以上の株式を有する株主が請求するとき (一九四八年会社法一六四条)、及び、会社が特別決議を以て求め、または、裁判所が調査命令を発したとき (同法一六五条(a)) には、検査役を選任しなければならず、更に、会社の業務執行に関し詐欺、非行、一部の株主に対する抑圧などの疑いがある場合に、商務省が職権で検査役を選任することができるとしている (同法一六五条(b))。そして、商務省は、その選任した検査役の報告書から、会社を解散するのが公益に合致すると認めるときは、解散を正当かつ衡平と認めるときを理由として、解散の申立をなすことができる (一九六七年会社法三五条)。なお、一九四八年会社法一六九条三項参照)。そこで、株主が商務省にこの権限の行使を説得することができれば、株主は自分で費用を負担しないで自己の権利を確保することができることになる、と言われている (Gower, *Some Contrasts between British and American Corporation Law*, 69 *Harv. L. Rev.* at p. 1388)。

官選財産管理人 (official receiver) による申立は、会社がすでに任意解散をしている場合になしえ、しかも、裁判所は、任意清算または裁判所の監督による清算を継続しても会社債権者または株主の利益を十分に保護することができないことを認めた場合でなければ、その申立にもつき解散命令をなしえない (一九四八年会社法二二四条二項)。

なお、会社は、通常、任意解散を選ぶので、強制解散の申立をすることは稀である (Palmer's *Company Law*, at p. 741)。

(二) Palmer, *supra*, p. 744; Charlesworth, *op. cit.*, p. 367。
(三) イギリス法は、申立をなす株主を contributory という文字で用いており、contributory とは、会社の清算の場合に会社の財産を以て会社の債務及び清算費用を償いえぬ不足部分を追加出資する義務ある者、と定義し (一九四八年会社法二二三条)、それには、現在の株主及び一定の従前の株主が含まれることを示している (同法二二二条)。

(四) Charlesworth, *op. cit.*, p. 367. *Re Peveril Gold Mines Ltd.* [1898] 1 Ch. 122 では、二人の取締役の同意がある場合、株主総会の解散決議がある場合、または申立人が会社の株式資本の五分の一以上を有している場合でなければ、解散の申立をなしえない旨の附属定款の定めについて、「強制解散の規定は、株主に附属定款の定めによっても奪われることのできない権利を与えるために意図されたものである」として、この制限を無効としている。なお、会社が故意に名義書換を怠り株主の解散申立権

を奪うこと、も許されな(Mcpherson, The Law of Company Liquidation, 1968, p. 97)。

〔二〕 正当かつ衡平を理由とする強制解散

一 さて、株主に会社の強制解散が認められるかどうかは、申立てた事情が、主として、一九四八年会社法二二二条(f)号の「会社を解散するのが正当かつ衡平である (just and equitable)」と、裁判所が認めた場合」にあたるかどうかにかかっている。この二二二条(f)号の正当かつ衡平を理由とする強制解散の規定は、沿革的には、すでに、最初の総括法である一八六二年会社法七二条(5)号にみられており、現在においても、株主相互間の信頼関係に基礎を置くパートナーシップ法理の名残りであるとされている。ところで、当初においては、(f)号の事由は、裁判所が強制解散を命じうる(a)号乃至(e)号(一八六二年法(1)号乃至(4)号)に掲げられた事由と無関係に独立して存在するものではない、と解されていた。⁽³⁾ このような立場は、一九世紀末期を境に次第に変更されて、(f)号による強制解散が認められるためには、(a)号乃至(e)号の諸事由に類似する事情があって、そのために強制解散を命ずるのが正当かつ衡平な場合であること、を要しないことが確立され、現在においては、(f)号の正当かつ衡平を理由とする強制解散は、会社の解散を命ずるにつき裁判所に広い裁量権を与えたものであると解されている。⁽⁴⁾

しかし、この(f)号にもとづく裁判所の裁量権は、会社の解散について利害関係を有する者の全ての事情を考慮して行使されなければならないことが前提となっている。⁽⁵⁾ この裁量権の行使に際して最も問題となってくるのは、株主に株主総会の特別決議によって会社を任意に解散する方法が認められていることとの関係である。すなわち、株主総会の特別決議によらなくても、換言すれば、特別決議を成立せしめうる多数株主が解散を望んでいないのかかわらず、少数株主の申立にもとづき会社の解散を正当化するような、特別の事情が裁判所に明らかにされていることが必

株主の解散判決請求権 (二)

要となる点である。⁽⁶⁾そして、特別の事情があるかどうかは、根本的には、各株主が会社の構成員となった際に会社関係から離脱する権利について規定している契約(会社法・定款・附属定款)によるとされ、*Re Suburban Hotel Co.* 判決において、*Cairns* 卿は、その契約の性質はつぎのようなものであると述べている。「株主は、会社事業が特定の目的に限定され、かつ特定の方法で選任された者により運営されることを条件に、一定の額の投資をしている。：彼らは、会社事業を消滅せしめる方法をもっている。もし任意解散に必要な多数が会社の継続を望まない場合には、特別決議でいつでも会社の解散をなしうる。更に、七九条(一八六二年法)に規定されている支払不能あるいは事業を運営することを不可能とする事実がある場合にも、会社の解散を求める権利を有している。しかし、多数の意思および七九条に規定されている事実の発生が必要であることからすると、その契約は、会社が運営を継続していきける限り、株主は会社事業の運営のために一定額の投資を継続するであろう、ということの意味するものと解される」。

この判決で述べられた原則は、その後の判例においても繰り返し述べられ、見込みがいの会社に投資したと考へ、会社に欠損を生じないうちに、すなわち、残余財産の分配がいくらかでもできるうちに投下資本を回収する意図、で申立をしても解散は認められないことは当然とされ、また、会社を継続することを望まないことが多数の者の意思であったとしても、特別決議によるならば別として、解散を正当化する事由とはならないのであってそれ以外の特別の事情がなければならぬとされている。⁽⁸⁾

(一) なお、一八六二年会社法に先だって、一八四八年の *Joint Stock Company Winding-up Act* に正当かつ衡平を理由とする強制解散の制度が認められていた(2 *Palmer, Company Precedents*, at p. 36)。

(二) *Gower, op. cit.*, 69 *Harv. L. Rev.* at p. 1386, *Modern Company Law*, p. 596 n. 3. cf. *Partnership Act 1890*, sec. 35 (F).

現代のイギリスの株式会社は、国家の認許にもとづく法人からの発展というよりも、むしろ構成員相互間の合意に基礎を置く法人格なきパートナーシップより発展したものであり、その沿革から組合法的法理に多くを負っていることについては、Gower, 69 Harv. L. Rev. at pp. 1371-1372. なお、星川・英国会社法序説三〇頁以下「酒巻」閉鎖的株式会社の理論と立法動向(一)民商五八巻一七頁。

(3) このことを最初に表明したのは、*Re Agriculturist Cattle Insurance Co., ex parte Spackman*, (1849) 1 Mac. & G. 170 における Lord Cottenham である。その後の "ejusdem generis rule" は密接に引用された。

(4) Buckley, op. cit., p. 454; Charlesworth, op. cit., p. 356; Mepherston, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at p. 282. なお "ejusdem generis rule" を適用すべき点については、この点を明言した判例として、2 Palmer, Company Precedents, p. 36; Buckley, *ibid.* n. (p) 参照。

(5) Mepherston, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at p. 283.
 (6) Buckley, op. cit., p. 454; Mepherston, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at pp. 283-285.

もっとも、一九四八年会社法三〇条は、株主の権利が任意解散によって害されることを証明した場合には、任意解散の決議がなされ、或いは、任意清算の手続が進行中であるというときは、強制解散を求める株主の権利を妨げるものではない、ことを規定し、多数株主が任意解散を望んで、強制解散に反対であることが、強制解散の申立を否定する絶対的な理由となるものではならぬことを確認している。なお、この点については、Palmer's Company Law, p. 745.

(7) (1867) L. R. 2 Ch. App. 737, at pp. 742-743.
 (8) 例え、*Re Langham Skating Rink Co.* (1877) 5 Ch. D. 669 に基づいて、会社の運営に必要な資本がなくなったとしてなされた解散の申立に対して、James L. 判事は、"裁判所は、非常に例外的な場合でなければ、すでに業務の執行が開始されている会社の内部的事項に干渉すべきでないことは、この種の申立において非常に重要である"と述べ (*ibid.* at p. 685) 「立法府は、単なる多数がすでに開業している企業の継続を望んでいないことを理由に解散を認めているものではない。企業に投資した者は、彼らが他の株主の単なる多数のなすがままにあるべきであるとは考えていないのであって、解散を望む者は、四分の三の多数を得なければならぬ」として (*ibid.* at p. 686) 申立を棄却し、また、割合に最近の判例である *Re Anglo-Continental Produce Co.*, (1939) 1 All E. R. 99 における Bennett 判事は、「多数が投下資本の回収を望んでいるとの単な

る事實は、彼らの資本を回収せしめるために会社が解散されるべきことを正当かつ衡平なものとするものではない。それ以上の事實が存在しなければならぬ」と述べている (ibid. at p. 102)。

二 解散を命ずるのが正当かつ衡平となる特別の事情がある場合として、大体三つの場合が挙げられている。

(一) 会社の目的達成不能

まず、会社がすでにその設立の時に⁽¹⁾おいてまたは設立後、その設立された主要目的を達成することが不能となり、或いは、その目的が違法なもので目的を遂行することが不可能となった場合が、多数株主が会社の継続を望んでいるのかかわらず、裁判所が会社を消滅せしめるために干渉しうる例外的場合として、最初に認められている。例えば、或る特許権を買入れて製造事業を始めることを主要な目的として会社を設立したところ、その特許権の買入れが不能となった場合⁽²⁾、或る金鉱を買入れて鉱山業を始めることを主要な目的として会社を設立したところ、金鉱を買入れる見込がなくなった場合⁽³⁾などである。この場合に解散を命ずるのが正当かつ衡平となるのは、株主は彼のなした投資が特定の目的のために利用されることを前提として会社の構成員となった者であるから、会社の目的を⁽⁴⁾もはや達成することができなくなった場合は、多数株主が少数株主に更に投機を継続せよと主張することは認められるべきではなく、申立株主の投下資本が消費される前に会社を解散してその回収をはかることが認められるべきである、ということにある。

主要目的が何であるかは、基本定款 (memorandum) の目的条項によって判断されるべきで、基本定款の目的条項に従属的に他の事業をなしうるような一般的な文句が用いてあっても、その主要な目的の遂行が不能になった限り、その他の事業だけを経営しても無駄であるならば、たとえ多数株主が強制解散に反対であっても、裁判所は解散を命ずることが正当かつ衡平であると認定してかまわないとされている。また、目論見書 (prospectus) や会社名から基

説 本定款記載の目的条項を判断してはいけな^⑧いとされている。

論

会社の主要目的の達成が不能であるとされるためには、会社の基礎 (substratum) がなくなったために目的の達成が不能となった場合でなければならぬことが重要な要件となっている^⑨。そこで、会社が自らその主要目的の遂行を放棄し、或いは放棄して他の事業目的に変更した場合には、会社の目的の達成が不能であると認められない。所有船による海上運送業を主要目的とした会社が、その所有船を売却し、その後は投資会社として営業を継続していた場合^⑩、機械製造業を主要目的とした会社が、営業手段としていた機械を売却し、その後は従属会社から機械を買入れて営業を継続していた場合^⑪などである。会社が主要目的の遂行を放棄して他の事業目的に変更した場合には、代表訴訟を提起するなり、会社の能力外の行為 (ultra vires act) の差止を求めるなりして、救済をはかることが可能であるし、放棄が一年以上にわたる場合には、二二二条(9)号の営業の不開始または停止を理由として解散の申立をなしうるからである^⑫。そして、解散が認められるためには、会社の基礎がなくなったために、主要目的を達成することが完全に不能であることが必要となり、このような代表的場合として、会社が事業を運営するに必要な資金を欠くために目的を達成することができない場合、に解散を命ずる正当かつ衡平な理由があるとされている^⑬。

会社が利益を得て運営される見込みがない場合に、解散が認められるかどうかは、判例でいくつか問題となっている。会社はそもそも利益をあげること^⑭を目的としているからである。しかし、原則として、営利性のある会社であるかどうかを判断することは、裁判所のなすべきことではないとされ、少なくとも会社の資本が使い尽くされていない限り、会社が利益を得て運営される見込みがないという事実は、解散を命ずる正当かつ衡平な理由となるものではないとされている^⑮。もっとも、会社が利益を得て運営される見込みがないことのみを理由とするのではなく、会社が将来利益をあげる見込みがないのに、取締役が報酬を得るために会社を存続しているにすぎないことを理由とする場合には、

解散を認めようとする傾向にある。⁽¹²⁾

(二) 株主の解散判決請求権

- (1) 会社がその目的を達成することが不能となった場合に解散が認められることを最初に明言したのは、前述の *Re Suburban Hotel Co.* 判決である。Lord Cairns (1867) 2 Ch. App. at pp. 750-751) である。
- (2) *Re German Date Coffee Co.*, (1882) 20 Ch. D. 169 (C. A.).
- (3) *Re Haven Gold Mining Co.*, (1882) 20 Ch. D. 151 (C. A.).
- (4) *Re Haven Gold Mining Co.* 上掲 at p. 164, per Sir George Jessel.
- (5) *Re Red Rock G.M. Co.*, (1889) 61 L. T. 785; *Re Wickham Coal Co.*, (1905) 5 S. R. (N. S. W.) 365. この二つは、本定款に会社の目的としてつくつたを並行して挙げつづつて、その目的の達成が不能となつても他の事業を十分に遂行できる場合には、会社の目的の達成が不能となつたと認めざる (Buckley, op. cit., at p. 456)。
- (6) *Re Taldia Rubber Co.*, [1946] 2 All. E. R. 763; *Re Electric & Ammunition Syndicate*, (1891) 35 S. J. 818.
- (7) その外、学説では、会社の目的達成不能に換えて、会社の基礎がなくなった場合を「解散を命ずるのが正当かつ衡平となる場合の例として挙げつづる」ことが多い。Buckley, ob. cit., p. 455; Palmer's Company Law, p. 739; Gower, op. cit., p. 649; Charlesworth, op. cit., p. 358.
- (8) *Galbraith v. Merito Shipping Co.*, [1947] S. C. 446. この判決によつて、Lord Moncrieff は、「裁判所によつて解釈されるべき会社の基礎がなくなつた」といふのは、たとえ長い期間であらうと、単なる事業活動の停止の事実によつては立証されない。最近の大多数の判例は、会社の基礎がなくなつたとされるためには、会社の設立目的内の営業が少なくとも実際の意味で不能となつていなければならぬことを一致して要求してゐる」と述べてゐる (ibid. at p. 456)。
- (9) *Re Kitson Co.*, [1946] 1 All E. R. 435 (C. A.). Lord Green は、「われわれは会社の基礎を問題としてゐるのである。取締役会あるいは株主の意思の変更によつて、会社の基礎が存在しなくなり消滅したりするものではない」と述べてゐる (ibid. at p. 439)。
- (10) Mepherston, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at pp. 289-290.

唯一の例外として、*Re Crown Bank*, (1890) 44 Ch. D. 634 は、銀行業を主要目的とした会社が、経営不振となつたので士

地の投機に変更して営業を継続していた場合について、解散の申立を認めている。しかし、この判決に対しては、会社の基礎が完全になくなっていないのに会社の目的放棄の意思を推定して解散を認めた不当なものである、と批判されている (Mepheron, *ibid.* at p. 289)。

(11) *Re Bristol Joint Stock Bank*, (1890) 4 Ch. D. 703; *Pirce v. Stewart*, (1904) 6 F. 847; *Re Diamond Fuel Co.*, (1879) 13 Ch. D. 400.

(12) *Re Suburban Hotel Co.* 前掲; *Re Kitson & Co.*, 右掲註(9); *Re Producers Real Estate*, [1936] V. L. R. 235; *Re European Life Assurance Society*, [1865] L. R. 8 Eq. 849; *Lord Cairns (Re Suburban Hotel Co.)*, (1867) 2 Ch. App. at pp. 750-751) は、「裁判所は、その権限を商的な投機としての会社が成功しているかそれとも不成功であるかを判断する手段として用いるべきではない。会社は成功するかも知れないし、不成功に終るかも知れない。会社が営利性のないものであることを宣言することは裁判所のなすべきことではない」と述べ、会社に営業を継続するための資本がある限り、解散は認められないとしている。

(13) *Mepheron*, *op. cit.*, 27 *Mod. L. Rev.* at p. 293. なお、過去において会社が利益を得ていなかった事実からただちに将来においても利益を得る見込がないと推定することは許されないとされている (*Mepheron*, *ibid.*)。

(二) 会社運営の行き詰り

つぎに、会社内部の意見の対立により、会社の運営が行き詰った場合が、裁判所の解散を命じうる理由となっている。この場合に、裁判所は、問題となっている会社の規模、内部構成を考慮する傾向にあり、株主総会を構成する者と会社の業務を執行する者⁽¹⁾とが明確に区別されている比較的大規模の会社、すなわち、通例、公募会社 (*public company*)⁽²⁾においては、解散を命ずる正当かつ衡平な理由となる行き詰り (*deadlock*)⁽³⁾があるときされるためには、会社内部の株主間或いは取締役間の意見の対立により会社の業務の執行を継続することができない程⁽⁴⁾に重大なものでなければならぬとされている⁽⁵⁾。株式会社は多数決原則の支配するところであるので、単なる意見の対立は、株主総会の

株主の解散判決請求権 (二)

決議による新しい取締役の選任⁽⁵⁾、附属定款に規定がある場合には仮取締役 (additional director) の選任⁽⁶⁾、その他の方法によって⁽⁶⁾、打開しうるからである。

そこで、公募会社において、行き詰りを理由として解散が認められるのは、通例、株主が分裂して総会を開催できないために、或いは、株主が会社の業務に無関心で総会の定足数を充たすことができないために、会社内部の意見の対立を株主総会の多数決によって解決しえず、その結果、会社の業務の執行を継続することができない場合、及び、取締役の意見が等しく対立し、株主もそれぞれ等しい議決権数を有する派閥に分裂しているために、意見の対立を取締役会或いは株主総会の多数決によって解決しえず、その結果、会社の業務の執行を継続することができない場合⁽⁶⁾である。

他方、裁判所に行き詰りを理由とする強制解散の申立がなされているもの多くは、少数の株主からなる同族的会社、すなわち、小規模な私会社 (private company)⁽⁷⁾ の場合であり、この場合には、解散が認められるためには、行き詰りが会社の業務の執行を継続することを不可能とする程に重大なものであることを要しないとされている。代表的判例として、Re Yendje Tobacco 判決⁽⁸⁾は、会社の唯一の株主でもある二人の取締役の間に意見の対立が生じていることを理由に、そのうちの一人が解散の申立をした事案につき、裁判所の多数意見は、その会社が取締役間に対立が生じた以前よりも利益をあげている事実があるにもかかわらず、私会社の衣を着た実質的にパートナーシップと異なる会社においては、会社を構成している株主相互間に人間的信頼関係が存在し、この信頼関係が破綻した場合に、パートナーシップと同じように解散を認めるべき理由となるとして、解散を命じている。

このように、小規模な私会社において、行き詰りを理由とする強制解散が容易に認められているのは、会社の存続がなによりも株主相互間の信頼関係にもとづいている、ということにある⁽¹⁰⁾。更に、このような会社においては、株式

の譲渡が制限されているので、株主の投下資本の回収の方法として解散を認める必要性が高いこと、もあげられている⁽¹¹⁾。そして、このような会社にあつては、株主相互間の信頼関係が破綻しその信頼関係の回復の見込がなければ、会社内部の意見が等しく分裂しておらず、多数決によって解決する可能性が考えられるとしても、解散を命ずる妨げとはならないとされている。けだし、このような会社においては、株主総会が実際には機能していないこと、また、多数派の者が多数決によって少数派の者の意思を無視し、株主相互間の信頼を破壊するような専断的な会社支配をなすことは認められるべきではないからである。⁽¹²⁾

- (1) イギリス法における業務執行機関としての取締役及び取締役会については、山口「イギリスにおける取締役制度の系譜」甲南法学二巻三号二九九頁以下、小町谷・イギリス会社法概説二二九頁以下参照。
- (2) Buckley, op. cit., p. 456; Mcpherson, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at p. 295.
- (3) Symington v. Symington's Quarries, Ltd., (1906) 8 F. 121; Re Toronto Finance Co., [1930] 3 D. L. R. 882.
- (4) Re Furrers' Alliance, Ltd., [1906] 51 S. J. 172.
- (5) In Re Mason Bros., Ltd. (1891) 12 L. R. (N. S. W.) Eq. 183 (附属定款の変更によつて)。
- (6) 解散を認めた例として、Re Sailing Ship "Kentmere" Co., [1897] W. N. 58 がある。
- (7) 私会社は、その附属定款を以て、(1)株式の譲渡を制限し、(2)株主の数を五〇人以下に制限し、(3)株式または社債の公募を禁止する会社、と定義されている(一九四八年会社法二八条)。イギリス法における私会社制度については、なお、星川・英國会社法序説二九一頁以下、酒巻「閉鎖的株式会社の理論と立法動向」『民商五八巻一号六頁以下参照。
- (8) [1916] 2 Ch. 426 (C. A.).
- (9) Ibid., at pp. 431-432.
- (10) Buckley, op. cit., p. 456; Palmer's Company Law, p. 739; Charlesworth, op. cit., p. 359.
- (11) Mcpherson, op. cit., 27 Mod. L. Rev. at p. 297.
- (12) Mcpherson, ibid.

(三) 詐欺的行為、不当な会社経営

取締役その他の会社支配者に詐欺的な行為があったり、不当な会社経営があった場合も、裁判所の解散を命ずる理由となっている代表的場合である。取締役或いは多数株主が、会社の財産を不当に流用し、⁽¹⁾或いは、会社財産と個人財産を混同し会社の財産を自己のもののように使用している場合、⁽²⁾少数派の株式を安価で買取る意図を以て、利益配当、株主総会の招集、会計報告などを怠る行為、⁽³⁾会社との取引から利益を引出す行為、⁽⁴⁾会社の支配権を確保するために少数派に不利な条件で新株を発行する行為⁽⁵⁾など、取締役がその与えられた権限を少数株主を抑圧 (oppression) して自らの個人的利益をはかる目的で行使し、忠実義務に違反している場合である。

多数株主・取締役が、少数株主の意思を無視して、多数決によって、取締役の解任、配当の宣言、会社の解散などについて賛成もしくは反対の決議・決定をしたということだけでは問題とならない。或る取締役を解任すべきか、会社を解散すべきかなどについては、多数決原則に従うべきことであって、それにより一部の株主が不利益を受けたとしても、裁判所の干渉すべきことではなく、この場合の救済は、自らが、株式を譲渡して会社関係から離脱し投下資本の回収をはかればよいことだからである。⁽⁶⁾もつとも、この点は、株式の譲渡が制限されていて、解散以外には投下資本を回収する有効な方法を持たない小規模な私会社においては、問題とされている。そして、多数株主、取締役のなした決議・決定が、多数決原則に従った適法なものであっても、それが、他の少数株主の利益を完全に排斥し、会社を設立した時に株主相互間に存在した信頼関係を裏切るものである場合には、解散を命ずる正当かつ衡平な理由となっている。⁽⁷⁾

ところで、右のような、詐欺的行為、不当な会社経営があっても、それが常に会社の解散を命ずる理由とはならない。例えば、取締役或いは多数株主が不当に会社財産を流用している場合には、会社はその損失を填補するため

説論

に訴を提起することができるし、取締役が忠実義務に違反する行為をしている場合には、株主は代表訴訟を提起するなり、その行為の差止を求めたりすることができ、また、その取締役を解任する方法も残されているからである。そして、他の救済方法によっても、これらの詐欺的行為、不当な会社経営を是正することができない場合にのみ、解散を命ずる正当かつ衡平な理由となるとされている。⁽⁸⁾ かような場合とは、背信行為をしている取締役などが多数の株式を所有してまたは多数株主を背景として会社を支配しているために、責任を追及することが困難であるとか、解任の決議を得ることが困難となっていて、背信行為が将来も繰り返される⁽⁹⁾ことが予想される場合である。

なお、会社の設立にあたって、発起人に詐欺的な行為があったり、目論見書に詐欺的な記載があった場合においても、その詐欺的行為・詐欺的記載が、発起人が株主に返還すべき金銭を自分たちの手許に留めておきたい⁽¹⁰⁾ためになされている場合、或いは、会社を支配している多数株主がその詐欺的行為・詐欺的記載に関係して、解散を命ずることが不当な利得の回復を容易にするように思われる場合とか、詐欺的に設立された会社の営業をやめさせる唯一の方法であるという場合に、裁判所は会社の強制解散を命ずる傾向にある。⁽¹¹⁾ また、会社が、一般の株主を欺く目的で設立され、法定の払込が行なわれていない⁽¹²⁾ところの、いわゆる泡沫会社 (bubble company) である場合にも、解散を命ずる正当かつ衡平な理由がある場合とされている。⁽¹³⁾

- (1) Re Bleriot Manufacturing Aircraft Co., [1916] 32 T. L. R. 253; Re Newbridge Steam Laundry, [1917] 1 L. R. 67; Re Waipuna Investments Ltd., [1956] V. L. R. 115; Re Martello & Sons, Ltd., [1945] 3 D. L. R. 626.
- (2) Thompson v. Drysdale, [1925] S. C. 311.
- (3) Lock v. John Blackwood, [1924] A. C. 783; Baird v. Lees, [1924] S. C. 83.
- (4) Re Straw Products, Ltd., [1942] V. L. R. 222.

場合、(2) 会社内部の意見の対立により、会社の運営が行き詰った場合、(3) 取締役その他の会社支配者に会社財産の不当な流用や、少数株主を抑圧して自らの個人的利益をはかる行為があった場合、などを挙げていた。そして、会社がその主たる目的の遂行を放棄し、或いは他の事業目的に変更したにすぎない場合には、主要目的の達成が不能となった場合とは認められず、行き詰りの場合には、それが会社の業務の執行を継続することを不可能とする程に重大なものでなければならず、意見の対立が株主総会の多数決によって解決しえない場合、にはじめて解散が認められるとし、また、取締役などの詐欺的行為、不正な会社経営の場合に、取締役・多数株主が多数決によって少数派の意思を無視して会社の営業・業務に関する事項を決議・決定しただけでは問題とならず、また、取締役の解任など他の救済方法によって詐欺的行為、不当な会社経営を是正することができない場合にのみ解散が認められるとするなど、裁判所は、正当かつ衡平を理由とする強制解散の制度が最後の救済方法であることを強調していた。

ところで、問題となっている会社が、小規模な私会社である場合には、株主相互間の信頼関係を重視し、また、株式の譲渡が制限されていることによる投下資本の回収の方法としての会社の解散の必要性を考慮し、弾力的な適用をしていたが、裁判所が申立人に他の救済方法がない場合に初めて解散を命ずることができるという点を強調していたことは、正当かつ衡平を理由とする強制解散の制度が、少数株主保護の一方法として實際的に機能することを妨げる大きな弱点となっていた。ここにおいて、現行一九四八年会社法の成立に先立って改正を検討した会社法改正委員会（コーエン委員会）は、強制解散の申立人が利用しうる他の救済方法がある場合にも、裁判所は解散を命じうるようにすべき旨を勧告し、この勧告は、ある程度修正された形で、一九四八年会社法二二五条二項に実現されている。二二五条二項は、つぎのように規定している。

「株主が、会社を解散するのが正当かつ衡平であることを理由として解散の申立をなしたときには、裁判所は、

(a) 申立人は会社の解散による以外に他の方法によっても救済を受け得、かつ、
(b) 他の救済方法がなければ会社の解散は正当かつ公平であろうと認める場合であっても、
更に、他の救済方法が申立人に有益であり、かつ、それを追及せずには会社の解散を求めんとすることが不合理であると認める場合でない限り、解散命令をなさなければならない。」

このように、会社法二二五条二項の新設により、申立人に他の救済方法があることが、必ずしも強制解散を認めるに際して障害にならないことになり、この点において、従来の判例の立場は変更を受け、また、小規模な私会社の場合に於いての従来の判例の弾力的な立場が制定法を以て確認されている。⁽²⁾ かくして、会社が能力外の行為をしていて、差止請求が実効性をもたない場合、⁽³⁾ 会社内部の意見が等しく分裂しておらず多数決によって解決する可能性があっても、その解決が少数派の犠牲においてのみなしうる場合、⁽⁴⁾ 詐欺的行為・不正な会社経営をしている者が多数株式を所有して、他の救済方法が実効性をもたない場合、⁽⁵⁾ などにも裁判所は解散を命じなければならないであろうとされている。

- (1) Report of Committee on Company Law Amendment, 1945, paras. 60, 152.
- (2) 二二五条二項は「その意味で、主として小規模な私会社の少数株主保護のために新設されたものである」と言われている (Buckley, op. cit., p. 422)。
- (3) Palmer's, Company Law, p. 740.
- (4) Buckley, op. cit., p. 477. 「ベックレーは、二二三条二項の新設により従来の判例の立場が最も影響を受けるのは、行き詰りの場合である」と述べている (ibid.)。
- (5) Palmer's Company Law, p. 740.

二 このように、二二五条二項の新設は、正当かつ衡平を理由とする強制解散の制度が少数株主保護の方法として實際的に機能することを可能ならしめるものであるが、他方、この強制解散の制度が申立人にとって自殺行為となり、必ずしも少数株主の保護とまらない場合もあることが指摘されていた。¹⁾ すなわち、会社を解散した場合、会社財産の清算価格は少ないかもしれないが、また、その財産を買取りうる唯一の者が、少数株主を抑圧し少数株主をして救済を求めるに到らしめた当の多数株主であるかもしれないからである。²⁾ この点から、前述の会社法改正委員会は、また、「会社の解散がその少数株主を公正に保護することにならないものと認めるときは、裁判所は解散を命ずる代りに、裁判所の定める価格で多数株主が少数株主の株式を買取るべき命令を含む、裁判所が公正と認めるその他の命令をなす権限を与えられるべきである」旨を勧告していた。³⁾ そして、この勧告は、多少の修正を受けて、まず、一九四七年会社法九条に採用され、ついで、現行一九四八年会社法二一〇条に実現されている。二一〇条は、つぎのように規定するものである。⁴⁾

「第一項 会社の業務が一部の株主（申立人を含む）に対し抑圧的な方法で執行されていることを主張する株主⁵⁾ または、本法第一六九条第三項⁶⁾に定める場合において商務省は、裁判所に対し、申立により、本条による命令を求めることができる。

第二項 前項の申立に対し、裁判所が、

- (a) 会社の業務が前項に定めるところで執行されており、かつ、
- (b) 会社を解散することがその一部の株主を不公正に害するが、その他の点では会社の解散が正当かつ衡平であるという理由により解散を命ずることを正当化する事実が存すると認めるときは、

裁判所は、主張された事態を終結させるため、将来における会社の業務の執行を規制することであると、会社のあ

る株主の有する株式のその会社の他の株主またはその会社による買取、および会社による買取の場合においてはそれに応ずる資本の減少であると、その他の方法であるとを問わず、裁判所の適当と認める命令をなすことができる。」

この二一〇条による救済を得ようとする申立人は、第一に、会社の業務が一部の株主に対し抑圧的な方法で執行されていること、第二に、会社を解散することがその一部の株主を不公正に害するが、その他の点では会社の解散が正当かつ衡平であるという理由により解散を命ずることを正当化する事実が存すること、を立証しなければならぬ。第一の、抑圧的な方法による業務の執行の具体的事態としては、株主が死亡したときに、通常は支配株主である取締役が附属定款の株式譲渡制限の定めにより部外者に対する株式の譲渡を拒否し、その結果、遺言執行者が取締役または取締役の認める者に対して不正に安価で株式を売却しなければならぬ場合、取締役が会社の利益の過大な部分を報酬として受領し、株主に全く配当をしないか、殆んど配当をしない場合、普通株の株主を益するために、少数株主の有する非累積的優先株に対する配当が数年にわたって不当に行なわれない場合、取締役が自己または多数株主に有利な条件で新株を発行する場合、などが挙げられている。⁽⁸⁾ 会社の株主が等しい株式数を有する二派に分裂したことにより生じた行き詰りの場合には、一部の株主に対し抑圧を加えている場合ではないので、二一〇条による救済の対象とはならないとされている。⁽⁹⁾

二一〇条による救済を認めた事例としては、株式買取命令を認めた Scottish Co-operative Wholesale Society Ltd. v. Meyer 事件⁽¹⁰⁾、および、業務執行規制命令を認めた Re. H. Harmar Ltd. 事件⁽¹¹⁾があるが、裁判所のなしうる命令は、二一〇条二項の例示するもののほか、裁判所が適当と認める命令として、基本定款または附属定款の変更を命ずること(二一〇条三項参照)、取締役の選任・解任、および会社を一時的に経営する仮取締役の選任を命ずること、利益の配当や新株の発行を命じたり禁止したりすること、などもできると解されている。⁽¹²⁾

説

なお、一九四八年会社法の改正について勧告を行なった会社法委員会（ジエンキンス委員会）は、二一〇条による救済が、更に少数株主に効果的な保護を与えうるために、同条の改正を勧告したが、⁽¹⁸⁾一九六七年の改正法に実現されるに到らなかつた。しかし、現在、二一〇条による救済は、イギリスにおいて、少数株主保護のための最も重要な制度となつており、⁽¹⁹⁾また、実際的な機能として、会社の支配権を有している取締役・多数株主の横暴な行動を慎ませる武器となりうるので、特に、小規模な会社において有用であるといわれている。⁽²⁰⁾

北法23(3・76)538

論

- (1) Gower, *op. cit.*, p. 598; Palmer's Company Law, pp. 511, 740; Buckley, *op. cit.*, p. 422; Levy, *Private Corporations and their Control*, part II (1950), p. 850.
- (2) Report of Committee on Company Law Amendment, para. 60. なお、ガウナーは、残余財産分配請求権が制限されている優先株主の場合を例示している (69 Harv. L. Rev. at p. 1386)。
- (3) *Ibid.*, paras. 60, 152.
- (4) この規定に関しては、北沢「少数派株主保護の一方——イギリス会社法二一〇条について——」小町谷先生記念・商法学論集五五頁以下にすべて詳細な紹介がある。
- (5) 強制解散の申立の場合と異なり、申立株主の資格に別段の制限が置かれていない。
- (6) 一六九条三項は、一九六七年会社法三五条二項に置き代えられている。
- (7) Gower, *op. cit.*, p. 600. なお、Report of Committee on Company Law Amendment, paras. 58, 59; Report of Company Law Committee, para. 205.
- (8) *Re Lundie Bros. Ltd.*, [1965] 1 W. L. R. 1051. cf. *Elder v. Elder and Watson Ltd.*, [1952] S. C. 49 at pp. 58-59.
- (9) [1956] A. C. 324, [1958] 3 All E. R. 66.
- (10) [1959] 1 W. L. R. 62, [1959] 3 All E. R. 689.
- (11) これらの事例の詳細については、北沢・右掲六三—六八頁参照。
- (12) Palmer's Company Law, p. 512.

(13) 会社法委員会は、二一〇条による救済の要件に関して、第一に、二一〇条二項⑥号は削除されるべきと (Report of the Company Law Committee, paras. 201, 202(a))、第二に、会社の業務が抑圧的な方法で執行されてくるべきと (paras. 202, 204, 212(b))、第三に、二一〇条は、会社の業務が抑圧的な方法で執行されている場合のみならず、一部の株主の利益を不正に害する (unfairly prejudicial to the interests) 方法で執行されている場合にも適用があることを明確にするべきと (paras. 202-204, 212(c))、二一〇条の救済の種類に関して、第四に、裁判所が適当と認める場合には、裁判所の命ずる条件で第三者に対し会社の名において訴を提起することを許す明示の権限を裁判所に与えるべきと (paras. 206, 207, 212 (e))、などを勧告していた。この点について、なお、北沢・右掲七八一八頁。

(14) イギリスにおいて、少数株主保護のもう一つの重要な制度として、判例法上の株主の代表訴訟 (representative action) があるが、イギリスでは株主の代表訴訟は、会社の能力外の行為、少数株主に対する詐欺などの限られた場合に例外的に認められるにすぎず、また、これが実際になされることは比較的稀で、少数株主保護の機能を十分に果していないようである (Gower, op. cit., 69 Harv. L. Rev. at p. 1385)。

なお、イギリス会社法二一〇条の規定は、少数株主保護の目的を達する方法として、アメリカにおいても、高く評価されている。O'neal and Derrin, Expulsion or Oppression of Business Associates "Squeeze-Outs" in Small Enterprises, § 8.08 pp. 202-208; Tingle, op. cit., pp. 61-63.

(15) Gower, op. cit., Company Law, p. 599, 69 Harv. L. 2 O'neal, op. cit., 2d ed. p. 125. Rev. at p. 1387; Buckley, op. cit., p. 422.